

国会

法律番号：55/2014/QH13

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

環境保護法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づく。
国会は環境保護法を公布する。

第1章 総則

第1条. 調整範囲

本法は環境保護活動、環境保護のための政策、手法、原動力、環境保護における組織、家族、個人の権利と義務について規定する

第2条. 適用対象

本法は、陸地、島、領海、領空を含むベトナム社会主義共和国の領土における機関、組織、家族と個人に対し適用する

第3条. 用語解説

本法で、以下の用語は次のように解釈される。

1. 環境とは、自然と人工が構成されたもので、人間と生物の存在と発展に影響を及ぼすものである。
2. 環境構成要素とは、土壤、水、大気、音、光、生物、その他の物理的形態を含む環境を形成する物質的要素である。
3. 環境保護活動とは、環境を守り、環境に対する悪影響を防止し、抑制し、環境被害に対処し、環境の汚染と劣化を克服し、環境の回復、改善を行い、また環境を正しく、美しく保持しながら天然資源を合理的に開拓し、使用する活動である。
4. 維持可能な発展とは、経済成長、社会的進歩の確保と環境保護とのバランスと調和を図り、現在の需要に応えつつ将来の世代の要求にも応えていく発展である。
5. 環境技術規格とは、環境を保護する権限のある政府機関が公布する必須な文書の中の周辺環境の質、廃棄物に含まれる汚染物質の含有量の数値の許容限度である。

6. 環境基準とは、環境を保護する権限のある政府機関と組織が任意に公布する文書の中の周辺環境の質、廃棄物に含まれる汚染物質の含有量に関する数値の許容限度である。
7. 環境保健とは、人間の健康や疾病などに影響を与える環境を作り出す要素を明らかにすることである。
8. 環境汚染とは、環境構成要素の変化が環境基準に適合せず、人間と生物に悪影響を与えることである。
9. 環境劣化とは、環境構成要素の性質、量が劣化し、人間や生物に悪影響を与えることである。
10. 環境事故とは、人間の活動過程において発生した事故、あるいは自然の異常な変化で重大な環境の汚染、劣化、変化を引き起こすことである。
11. 汚染物質とは、許容限度を超えた量により環境の汚染を引き起こす物質、物理、生物の要素である。
12. 廃棄物とは、生産、経営、サービス、生活、その他の活動から排出された物質である。
13. 有害廃棄物とは、毒性、放射性、感染性、可燃性、爆発性、腐食性、中毒性、などの危険性を含む物質である。
14. 環境工業とは環境保護に対応する技術、設備、サービス、製品を提供する経済活動である。
15. 廃棄物管理とは、廃棄物の防止、減少、監視、分類、収集、運搬、再利用、再生利用などの処理活動である。
16. 再生利用廃棄物とは、生産、消費過程から廃棄されたものを他の生産原料として使用するために回収、分類、選別された物資である。
17. 環境の許容力とは、環境が自ら回復するための影響する物質に対する環境の許容範囲である。
18. 汚染監視とは汚染の防止、発見、廃止と処理の過程である。

19. 環境書類とは、法規に基づいて機関、組織、生産、経営、サービス企業の環境、環境保護の活動を記録、収集される書類である。
20. 環境観測とは、環境の質と環境に対する悪影響の現状、変動を評定するための情報公開を目的とした環境や環境への作用要素に関する系統だった調査である。
21. 環境保護基本計画とは、持続的な発展を可能にするための経済社会発展の総合計画に密接に関係する環境保護ソリューションに基づいて環境を保護、開発し、環境保護技術インフラシステムを構築すること。
22. 戦略環境評定とは、持続的な発展を可能にするための戦略プロジェクト、基本計画、開発計画の承認にあたって、これらの環境への影響を分析、予測することであり、環境への悪影響を低減するソリューションを策定する。
23. 環境影響評定とは、あるプロジェクトに環境保護の措置を提示するため、その投資プロジェクトの展開における環境への影響を分析、予測することである。
24. 環境保護技術インフラとは、廃棄物の収集、保管、運送、再生、再利用、環境観測システムなどを指す。
25. 温室効果ガスとは、地球表面の大気温を上昇させるガスで、気候変動をもたらす気体である。
26. 気候変動への対応とは、気候変動の低減や、気候変動に対処するための人間の活動である。
27. 炭素クレジットとは、貿易取引可能な温室効果ガスの削減量証明又は許可書である。
28. 環境治安とは、環境が国家の政治社会の安定と経済発展に大きく影響することのないよう保守すること。
29. 環境情報は、環境に関する記号、文字、数字、画像、音声又は同様のものである。

第4条：環境保護原則

1. 環境保護は各機関、組織、世帯と個人の権利、責任及び義務である。

2. 環境保護は、経済発展と社会安全の調和を図り、子どもの権利の確保、性差別平等の推進、生物多様性の保全と発展、気候変動への対処、人間が清潔で綺麗な環境に生活することを目指す。

3. 環境保護は合理的な資源の利用と廃棄物の低減を基本とする。
4. 国家の環境保護は地域とグローバルの環境と連動し、環境保護が国家の主権、安全保障を損なわないことを確保しなければならない。
5. 環境保護は、国の規則、自然の特徴、文化、歴史、経済社会発展に適合しなければならない。
6. 環境保護活動は隨時に行わなければならず、環境汚染、事故、劣化を速やかに防止する。
7. 環境構成要素を利用して環境から利益を受ける組織、世帯、個人は、環境保護に資金を提供する義務がある。
8. 環境汚染、劣化を引き起した組織、世帯、個人は、それらを克服し損害賠償をし、法規に定めるその他の責任を負う。

第5条：環境保護に関する国の政策

1. 全ての組織、世帯、個人が環境保護活動に参加し、法規に従って環境保護活動の実施を検査、監視するための条件を整備する。
2. 環境規律と環境文化を形成するため、行政的措置、経済的措置、その他の措置を実施すると共に宣伝、教育を推進する。
3. 多様な生物の保全、自然資源の合理的な使用と節制、クリーンエネルギーや再生エネルギーを開発し、再生利用、再使用、廃棄物削減などを推進する。
4. 緊急の環境問題や重大な環境汚染と水源環境汚染の解決を優先し、居住区の環境保護を重視する。環境保護技術インフラを発展させる。
5. 環境保護への投資資金を多様化し、国家予算における環境事業のための支出を設ける。環境保護への財源は、統一的に管理し、環境保護に関する重大な分野における使用を優先する。

6. 環境保護活動や環境にやさしいエコ製品を生産、経営する施設への土地、財政に関する優遇や財政的支援を行い、エコ製品を使用する組織や個人を奨励する。
7. 環境保護に関する人材育成を強化する。
8. 環境科学技術を開発し、技術進歩、ハイレベル技術、エコ技術を優先的に研究、適用、移転する。環境保護に関するより高い要求に対応できる環境基準を適用する。
9. 環境保護活動を組み合わせ、自然資源を保護し、気候変動に対応し、環境安全を守る。
10. 政府は環境保護活動において積極的に貢献する機関、組織、世帯、個人の功績を記録し、表彰する。
11. 環境保護に関する国際協力を拡大させ、国際協定を十分に履行する。

第 6 条：奨励される環境保護活動

1. 全ての人に対し環境保護、環境衛生の維持、自然景観や生物多様性の保護への参加を宣伝、教育、運動する。
2. 自然資源を保護し、合理的に使用し節制する。
3. 廃棄物を削減、回収、再生利用、再使用する。
4. 気候変動に対応する活動を行う。クリーンエネルギー、再生エネルギーを開発、使用し、温暖化やオゾン層破壊ガスの排出を削減する。
5. 環境に優しい施設、商品を登録し、環境に優しい生産、経営を実施し、エコ商品を使用する。
6. 廃棄物処理、リサイクル技術、環境にやさしい技術の科学研究、技術移転、適用を行う。
7. 環境保護設備、用具を生産する施設建設に投資し、環境保護サービスの提供、環境監査、グリーンクレジット、グリーン投資を実施する。
8. 固有種の遺伝子を保存、開発し、経済的価値を高め環境に有益な遺伝子のかけ合わせや国内への導入を図る。

9. 環境にやさしい村、部落、地区、住宅街を建設する。
10. 住民国民による環境衛生維持活動の自主管理と組織を開発する。
11. 環境衛生維持の生活様式や習慣をつくり、環境へ害を与える悪習を取り扱う。
12. 環境保護活動に対する知識、労力、財政面での貢献をする。環境保護に関する公私の協力を図る。

第7条：禁止される行為

1. 森林やその他自然資源の破壊、違法開拓。
2. 生物資源を破滅させる道具や方法、漁獵期や量において違法な漁獵、捕獲。
3. 権限のある国家機関が規定する禁止リストに掲載される希少な野生動植物の捕獲や採取、経営、消費。
4. 環境保護における技術規定に従わない、毒物、放射性物質、廃棄物、その他危険物質の運搬と埋め立て。
5. 環境技術規格をクリアしていない未処理の廃棄物を排出する。毒物、放射性物質、その他危険物を土壤、水源、大気に排出する。
6. 未処理の有毒化学物質、廃棄物、検査されていない微生物や人間と生物に対する有害物質を土壤や水源に排出する。
7. 毒性のある物質やにおいを含む煙、埃、ガスの大気への放出や、環境技術規格の許容量を超える電波、放射線、イオン化合物の放出。
8. 環境技術規格許容基準を超える騒音、振動。
9. 全ての形式による外国からの廃棄物の輸入、通関。
10. 検疫を通っていない動植物、許可リスト以外の微生物の輸入、通関。
11. 人間、生物、生態系に危害を与える製品の生産、経営や、基準許容量を超える毒物を含む原料、建設資材の生産、使用。
12. 自然遺産や自然保護区の破壊、違法行為。

13. 環境保護活動に使用する施設、設備、手段への侵害。
14. 権限のある国家機関が、人間の健康と生命に対し環境面で特別危険なレベルにあるため禁止区域とした区域での違法な活動、生活。
15. 環境破壊行為の隠蔽、環境保護活動の妨害、環境に対し悪影響を与える情報の歪曲。
16. 環境管理規定に反する職名、権力の使用、越権行為、権限者の責任不履行を禁止する。

第Ⅱ章

環境保護基本計画、戦略的環境評定、環境影響評定と環境保護計画

第1節. 環境保護基本計画

第8条. 環境保護基本計画の原則、段階と期間

1. 環境保護基本計画は、以下の原則に基づかなければならない:
 - a) 自然、社会経済の条件や社会経済、国防、治安の発展総合計画および持続的な発展を可能にする国家環境保護戦略に適合する。
 - b) 土地使用計画、環境保護計画の基本内容と合致する。
 - c) 本法第4条に規定する環境保護原則を遵守する。
2. 環境保護計画は国家レベルの環境保護計画と省レベルの環境保護計画の2つのレベルからなる。
3. 10年間の環境保護期間を設け、20年のビジョンを立てる。

第9条. 環境保護基本計画の基本内容

1. 国家レベルの環境保護基本計画の基本的内容は以下の通り
 - a) 環境原状評価、環境管理、環境変化と気候変動の予測。
 - b) 環境区分。

- c) 生物多様性と森林環境の保全。
 - d) 海洋、島、河川流域の環境の管理。
 - d) 廃棄物管理。
 - e) 環境保護技術インフラ、環境観測システム。
 - g) 本項の b, c, d, d, e に規定する内容を具現化する計画の地図。
 - h) 計画実施人材。
 - i) 企画実施
2. 省レベルの環境保護内容は、地方の具体的な条件に合わせて実施される若しくは経済社会発展総合計画に組み合わせて実施される。
3. 政府は本項の詳細を規定する。

第 10 条. 環境保護基本計画策定の責任

1. 天然資源環境省は国家レベルの環境保護基本計画を策定する。
2. 中央直轄省・市の人民委員会（以下は「省レベル人民委員会」という）は地域の環境保護基本計画の内容を作成し、策定する。

第 11 条. 環境保護基本計画の諮問、審査、承認

1. 環境保護基本計画の策定における諮問は以下の通りに規定される。
 - a) 天然資源環境省は各本省、省庁、省レベルの人民委員会の意見を文書で取り纏め、関連する機関、組織と意見交換して国家レベル環境保護基本計画を策定する。
 - b) 省レベル人民委員会は管轄する各局、業界、郡・区・町・市の人民委員会の意見を文書で取り纏め、関連する機関、組織と意見交換して省レベル環境保護基本計画を策定する。
2. 環境保護基本計画の審査と承認は以下の通りに規定される。

a) 天然資源環境省は複数の業界からなる審査委員会を設立し、国家レベル環境保護基本計画を政府に提出し、承認を得る。

b) 省レベル人民委員会は天然資源環境省に文書で承認を得た上で環境保護基本計画の報告書を審査し、承認する。

3. 政府は本条の詳細を規定する。

第 12 条. 環境保護基本計画の確認と調整

1. 環境保護基本計画の実施においては、経済社会の発展段階に応じて調整するために定期的に検討、確認と評定を行わなければならない。環境保護基本計画に対する定期的な確認期間は、本計画の承認日から 5 年間とする。

2. 環境保護基本計画の調整は、国家、中央直轄省・市の経済社会、国防、治安発展戦略の調整がある際に実施され、本法第 8、9、10、11 条及び関連法令の規定に従って実施される。

第 2 節. 戰略環境評定

第 13 条. 戰略環境評定の対象

1. 戰略環境評定を実施する対象は以下の通り：

a) 経済社会区、重点的経済区、経済回廊、経済ベルトの経済社会発展戦略と総合計画および枠組み。

b) 中央直轄省・市と特別行政経済事業者の経済社会発展総合計画。

c) 経済地区、加工区、ハイテクパーク、工業団地の発展戦略と計画。

d) 二つ以上の省に跨る規模で天然資源を採掘・使用する戦略・計画。

d) 国家、地域、省レベルでの環境に大きく影響する業種と分野の発展戦略、基本計画、枠組み。

e) 本項の a、b、c、d、d に該当する戦略、基本計画、枠組みを調整する。

2. 政府は戦略環境評定を実施する対象一覧を規定する。

第 14 条. 戰略環境評定実施

1. 本法第 13 条第 1 項で規定した戦略、基本計画の作成を担う機関は、戦略環境評定報告書を作成する若しくはコンサルティングを通して作成する責任がある。
2. 戰略環境評定は当該戦略・基本計画、枠組みの策定と平行して実施すること。
3. 戰略環境評定の実施結果は、当該戦略・基本計画、枠組みと合わせて検討し、掲載しなければならない。
4. 戰略環境評定の実施結果に基づいて戦略・基本計画、枠組みの作成を担う機関は、戦略環境評定報告書を作成し、権限のある機関に提出し、審査を受ける責任がある。

第 15 条 : 戰略環境評定報告書の主要な内容

1. 戰略、基本計画、枠組みの策定の必要性、法的根拠。
2. 戰略環境評定の実施方法。
3. 戰略、基本計画、枠組みの内容概略。
4. 戰略、基本計画、枠組みにおける影響を受ける地域の自然環境と経済社会。
5. 環境保護の観点、目標に関する戦略、基本計画、枠組みの適合性の評定。
6. 戰略、基本計画、枠組みを実施する場合の環境問題に対する積極性と消極性の評価と予測。
7. 戰略、基本計画、枠組みの実施における気候変動の影響の評定と予測
8. 戰略環境評定の実施における意見の聴取。
9. 戰略、基本計画、枠組みの実施過程における環境問題に対する積極性を維持するソリューションと消極性を防止・低減させるソリューション。
10. 戰略、基本計画、枠組みの実施過程において継続して研究しなければならない問題と対策の具申。

第 16 条 : 戰略環境評定の報告書の審査

1. 戰略環境評定の報告書の審査委員会に対する責任は以下の通り規定される。
 - a) 天然資源環境省は、国会、政府、首相の決定した戦略、基本計画と計画に対する戦略環境評定の報告書の審査を行う。
 - b) 本省、本省同等機関は、承認権限内で戦略、基本計画、計画に対する戦略環境評定の報告書の審査を行う。
 - c) 省レベルの人民委員会は、自らと省レベルの人民評議会の承認権限内の戦略、基本計画、計画に対する戦略環境評定の報告書の審査を行う。
2. 戰略環境評定報告書の審査は、戦略環境評定報告書を審査する機関の長又は責任者により設立された審査委員会によって行われる。
3. 戰略環境評定報告書の審査機関は、戦略環境評定報告書の情報を精査し、評定し、関連する機関、組織及び専門家の反対意見を聴取する。

第 17 条. 戰略環境評定報告書の審査意見を集約し、審査結果を報告する。

1. 戰略、基本計画、計画を策定する機関は、審査委員会の意見を研究、集約する上で戦略環境評定報告書と戦略文書の草案を完成させる責任を負う。
2. 戰略環境評定報告書の審査機関は、審査結果を戦略、基本計画、計画を承認できるレベルの機関に文書で報告する。
3. 戰略環境評定報告書の審査結果報告書は、権限があるレベルの機関の戦略、基本計画、計画に対する承認の根拠となる。

第 3 節. 環境影響評定

第 18 条. 環境影響評定を実施する対象事業

1. 環境影響評定を実施する対象は以下の通り：
 - a) 国会、政府、政府首相の承認が必要な事業。
 - b) 認定されている自然保全地域、国立公園、歴史・文化遺跡区、世界遺産、生物圏保護区、景勝地を使用する事業。
 - c) 環境に悪影響を及ぼす恐れのある事業。

2. 政府は本条第 1 項 b,c の事業一覧を詳細に規定する。

第 19 条. 環境影響評定の実施

1. 第 18 条第 1 項で定める事業者は、自分で環境影響評定を実施するか、コンサルティング機関に環境影響評定の実施を依頼することができる。いずれの場合においても、事業者は環境影響評定の結果について法律上の責任を負う。
2. 環境影響評定は事業の準備過程において実施しなければならない。
3. 環境影響評定の結果は環境影響評定報告書に記載される。
4. 環境影響評定報告書の作成、審査費用は事業者の投資資金から責任を持って負担する。

第 20 条. 環境影響評定報告書の再作成

1. 事業者は次のいずれかに該当する場合、環境影響評定報告書を再度作成しなければならない:
 - a) 環境影響評定報告書の承認決定書が発行された時点から 24 ヶ月以内に事業展開がなされていない場合。
 - b) 承認された環境影響評定報告書で示した事業実施場所と異なる場所で事業を開ける場合。
 - c) 承認された環境影響評定報告書で示した規模を拡大し、稼働能力及び技術の変更により環境への影響が悪化する事業の場合。
2. 政府は本条 1 項 c を詳細に規定する。

第 21 条. 環境影響評定の実施における諮問

1. 環境影響評定報告書を完成する目的で諮問が実施され、環境と人間への悪影響を最小限にし、事業の持続的な発展を可能にする。
2. 事業者は、事業により直接影響を受ける機関、組織、団体に対し諮問を行う。
3. 下記の場合は諮問が不要:

a) 集約型生産、販売、サービス団地の基本計画に合致したインフラ投資建設の段階に環境影響評定報告書が承認された事業。

b) 国家機密事業リストに該当する投資事業。

第 22 条. 環境影響の評定報告書の主要内容

1. 起業経緯、事業者、事業を承認する権限機関、環境影響評定の実施方法。
2. 環境へ悪影響を与える恐れのある事業の施工方法の選定、工事と活動の評定。
3. 事業実施場所と近隣地域の自然環境、経済社会環境の現状評定、事業実施場所の適合性の説明。
4. 事業実施過程で発生する廃棄物からの影響の予測・評定。事業の環境と国民の健康に対する影響の予測・評定。
5. 事業の環境と国民の健康へのリスクの予測・評定とそのリスク管理措置の方策。
6. 廃棄物の処理。
7. 環境と国民への影響を抑制する対策。
8. 諮問結果。
9. 環境管理と監査プログラム。
10. 環境保護施設の建設経費と環境影響削減措置の実施経費の積算。
11. 環境保護措置の実施方法。

第 23 条. 環境影響評定報告書の審査権限

1. 天然資源環境省は、以下の事業に対する環境影響評定報告書を審査する。
 - a)国会、政府、首相が投資を決定する事業。
 - b)本法第 18 条第 1 項の b と c に規定する複数の分野または複数の地方にまたがる事業。ただし、国防と治安の機密事業を除く。

- c) 政府が指定する審査事業。
- 2. 各本省、本省と同等の機関は、本条第1項aとbに該当する事業を除き、当該機関の承認権限内における事業の環境影響評定報告書を審査する。
- 3. 国防省、公安省は、本省の承認権限内における事業及び国防と治安の機密事業の環境影響評定報告書を審査する。
- 4. 省レベル人民委員会は、本条第1、2、3項に該当する事業を除き、省内への投資事業の環境影響評定報告書を審査する。

第24条. 環境影響評定報告書の審査

- 1. 審査を受ける機関の代表者または機関の長は、審査委員会若しくは関連機関と組織の諮問を通じて環境影響評定報告書の審査を行い、審査結果について法律上の責任を負う。
- 2. 諮問を行った審査委員会のメンバーと機関、組織は、自己の意見に対し法律上の責任を負う。
- 3. 必要に応じて、環境影響評定報告書の審査機関は、実地検分を行い、分野別の機関、組織と専門家の反対意見を聴取する。
- 4. 審査期限内において修正・追加の要求がある場合、審査機関は事業者に対して書面による当該内容の告知義務がある。

第25条. 環境影響評定報告書の承認

- 1. 審査委員会の指摘に従って修正・追加された環境影響評定報告書を受領してから20日以内に、審査機関の長は、環境影響評定報告書の承認を検討し決定する。却下する場合は、理由を明記した書面にて事業者に回答しなければならない。
- 2. 環境影響評定報告書の承認決定書は、権限のある各レベルが以下を実施する際の根拠となる。
 - a) 法律の規定に従って、事業への投資を決定する場合、本法第18条の規定に該当する事業への投資を決定する場合。
 - b) 鉱物探査・採掘事業における鉱物探査許可証、鉱物採掘許可証の新規発給または許可証改正承認書を発給する。

- c) 石油探査・採掘事業における油田探査計画、油田開発計画を承認する。
- d) 建設許可証が必要な建設事業に対し、建設許可証の発給または建設許可証改正承認書を発給する。
- d) 本項の a)、b)、c)、d) に該当しない事業に対する投資証明書を発給する。

第 26 条. 環境影響評定報告書を承認した後の事業者の責任

1. 環境影響評定報告書の承認決定書を遵守して実施する。
2. 規模、生産能力、技術を変更することで承認された環境影響評定報告書の記載内容より環境への影響が悪化したが、本法第 20 条第 1 項の c) に規定した環境影響評定報告書を再作成する程のことではない場合、事業者は承認機関に説明した上で、環境影響評定報告書の承認機関が了承文書を出した後に事業を始めることが出来る。

第 27 条. 事業を運営する前の事業者の責任

1. 環境影響評定報告書の承認決定書に基づいて環境保護措置を実施する。
2. 政府の規定に該当する大規模事業で、環境に悪影響を及ぼす恐れのある事業については環境保護工事を実施し、その結果を環境影響評定報告書の承認機関に報告しなければならない。これらの事業は、環境影響評定報告書の承認機関が環境保護工事を検査し、工事の完了が確認されなければ運営できない。

第 28 条. 環境影響評定報告書の承認機関の責任

1. 環境影響評定報告書の審査結果と承認決定について法律上の責任を負う。
2. 本法第 27 条第 2 項に規定する事業者の環境保護工事の完了報告書を受領してから 15 日以内に、環境影響評定報告書の承認機関は、当該事業の環境保護工事の完了状況を検査し、完了の旨を記した確認書を発行しなければならない。環境指数の分析が複雑な場合、当該事業の環境保護工事の完了確認書の発行期限を延長することができるが、30 日を越えてはならない。

第 4 節. 環境保護計画

第 29 条. 環境保護計画を作成しなければならない対象

1. 環境影響評定を実施する対象に属さない投資事業。
2. 投資法の規定に従って投資プロジェクトを立ち上げる対象に該当しない生産・経営・サービス。
3. 政府は本条の詳細を規定する。

第 30 条. 環境保護計画内容

1. 実施場所。
2. 生産・経営・サービスの形態、技術と規模。
3. 使用する原材料、燃料。
4. 発生する廃棄物その他のによる環境への影響予測。
5. 廃棄物処理措置と環境への悪影響の削減措置。
6. 環境保護措置の実施を推進する。

第 31 条. 環境保護計画の登録、確認の時点

本法第 29 条の規定に該当する事業者、生産・経済・サービスの投資主は、事業、生産・経済・サービスを実施する前に環境保護計画を作成し、本法第 32 条に規定する権限機関に送付し、検討と確認を受けなければならない。

第 32 条. 環境保護計画を確認する機関の責任

1. 省レベルの人民委員会に属する環境保護の専門機関は以下の事業の環境保護計画を確認する。
 - a) 2 つ以上の郡の地域に位置する事業。
 - b) 海上の事業であるが、廃棄物は省内において処理する。
 - c) 天然資源環境大臣の規定に従って省内に位置する大規模事業で、環境へ悪影響を及ぼす恐れのある事業。

2. 郡レベル人民委員会は、本条第1項の規定に該当する事業を除き、管轄地域における事業、生産・経営・サービスの環境保護計画を確認する。郡レベル人民委員会は、村の管轄地域内の家族経営規模の生産・経営・サービスに対する環境保護計画の確認を村・地区・町の人民委員会（以下村レベル人民委員会という）に委託することができる。
3. 本条の第1項と第2項の規定に該当する権限機関は、環境保護計画を受領してから10日以内に環境保護計画の登録を確認しなければならない。環境保護計画の登録を認めない場合、権限機関は理由を明記した文書で回答しなければならない。

第33条. 環境保護計画を確認した後の事業者、生産・経営・サービス事業の投資主の責任

1. 確認された環境保護計画に基づいて環境保護措置を実施する。
2. 環境事故が発生した場合、その活動を停止し、復旧措置を行い、事業を実施する地域の村レベル人民委員会又は郡レベル人民委員会又は郡レベル人民委員会に属する専門機関、関連機関に速やかに報告しなければならない。
3. 環境保護に関する国家管理機関の検査と監査に関連する全ての情報を提供し、当該機関と協力する。
4. 以下の場合、投資事業、生産・経営・サービスの環境保護計画を再度作成し、登録する。
 - a) 場所の変更。
 - b) 環境保護計画が確認されてから24ヶ月以内に事業を展開しない。
5. 事業、生産・経営・サービスの性質若しくは規模の変更に際し、環境影響評定報告書を作成しなければならない対象に該当する場合、事業者、生産・経営・サービスの投資主は環境影響評定報告書を作成し、権限のある機関の審査と承認を受けるために送付しなければならない。

第34条. 環境保護計画を確認する機関の責任

1. 確認した環境保護計画に従って環境保護措置の実施を検査する。
2. 環境保護に関する事業者、事業と生産・経営・サービスに関連する生産・経営・サービス事業の責任者と組織、個人の申請を受理し処理する。

3. 事業者、生産・経営・サービス事業の責任者、関連する機関、組織と個人と協力して事業、生産・経営・サービスを実施する過程において発生する環境事故を処理する。

第 III 章

天然資源の開拓と使用における環境保護

第 35 条. 天然資源と生物多様性の調査、評定、利用計画策定における環境保護

1. 適切な使用基本計画を策定するために、天然資源及び生物多様性についての調査、現状評定、再生の可能性と経済価値の評定、採掘許容限度、資源税、環境保護料金、環境復旧担保金、生物多様性回復、環境被害賠償、その他の資源・環境保護措置を確定しなければならない。
2. 天然資源の調査、評定と利用計画の策定は法律の規定に従って実施しなければならない。

第 36 条. 森林資源の保護と持続的な発展の可能性

森林に関する土壤、水、大気と生物多様性環境に影響する全ての生産・経営・サービスとその他の活動は、本法と生物多様性の法律、森林保護法と開発法、関連法律の規定に従って実施しなければならない。

第 37 条. 天然資源の基本調査、探査、採掘、利用における環境保護

1. 天然資源の基本調査、探査、採掘及び利用は権限のある国家機関により承認された計画に従わなければならない。
2. 天然資源の基本調査、探査、採掘及び利用の許可書は法律の規定に従って環境保護の内容が記載されなければならない。
3. 天然資源を調査、探査、採掘、利用する過程において、組織及び個人は環境保護に対する責任を有し、当該法及び関連法令の規定に従って環境回復を行わなければならない。

第 38 条. 鉱産物の審査、開拓と加工活動における環境保護

1. 組織、個人は鉱産物の探査、開拓、加工を実施する際、以下の環境事故の防止、対処を行い、環境保護、修復と回復を実施しなければならない。

- a) 法律の規定に従って廃水を回収し、処理する。
 - b) 固形廃棄物管理の規定に従って固形廃棄物を回収し、処理する。
 - c) 粉塵や有毒排気ガスの周辺環境への拡散を阻止、抑制する措置をとる。
 - d) 鉱産物の探査、開拓、加工の全過程において環境の修復、回復計画を作成し、活動を実施しながら環境の改修、回復を行う。
2. 有害性鉱産物は専用の設備で保管、運搬し、環境への発散を防ぐ覆いをしなければならない。
3. 鉱産物の探査、考察、開拓、加工における環境へ悪影響を及ぼす機械、設備、有毒化学物質の使用は、環境保護に関する国の管理機関の検査と監査を受けなければならない。
4. 放射性元素、有毒物質、爆発物を含む石油ガス、その他鉱産物の調査、探査、開拓、運搬、加工は、化学物質、放射線、原子力の安全に関する本法の規定および法律の規定を遵守しなければならない。
5. 資源環境省の主導のもとに、商工省、関連の各本省、本省同等機関、政府所属機関、省レベルの人民委員会が協力し、鉱産物の開拓、加工施設の排出源の統計、環境汚染発生度評定について指導する。またこれら施設の環境保護に関する法律遵守の検査を行う。

第 IV 章

気候変動対応

第 39 条. 気候変動対応に関する共通規定

- 1. 全ての環境保護活動は気候変動への対応と同調させなければならない。
- 2. 組織と個人は、本法と関連法令の規定に従った生産・経営・サービス活動における環境保護と気候変動対応に関する要求を満たす責任を有する。
- 3. 各本省、本省同等機関、各レベル人民委員会は、自己の管轄範囲内において環境保護、気候変動対応の活動プログラムを設置し、実施する。

4. 天然資源環境省は政府の指導のもと、気候変動対応活動を作成、実施し、実施を案内する役割を担う。

第 40 条. 気候変動の対応内容を経済社会開発戦略、企画、計画に取り入れる

1. 気候変動の対応内容は、経済社会開発戦略、企画、計画及び本法第 13 条に規定する戦略環境評定報告書の作成が義務付けられる各部門、分野の開発計画に盛り込まれなければならない。
2. 気候変動対応活動と結びつけるには、経済社会開発、業界、分野の戦略、企画、計画の活動と環境、気候変動との影響を評定し、それに基づいて適切な環境保護対策、気候変動対策を設けなければならない。

第 41 条. 温室効果ガス排出の管理

1. 温室効果ガス排出の管理内容は以下の通り。
 - a) 温室効果ガスインベントリに関する国家システムを作成する。
 - b) 経済社会条件に適合する温室効果ガス削減活動を実施する。
 - c) 森林資源の持続的な管理、森林の炭素蓄積量の保存と加増、各生態系の保全と発展を推進する。
 - d) 温室効果ガスのインベントリと排出量削減に関する規定の遵守を検査し、監査する。
 - d) 国内の炭素クレジット市場を形成し発展させる。また、世界の炭素クレジット市場に参入する。
 - e) 温室効果ガス排出量削減に関する国際協力。
2. 資源環境省の主導で関連の本省、省庁と協力し、温室効果ガスのインベントリを行い、ベトナム社会主義共和国が加盟するグローバル条約に則った温室効果ガスの排出管理に関する国家報告書を作成する。

第 42 条. オゾン層破壊物質管理

1. オゾン層を劣化させる物質の管理、削減、除去の政策と計画の策定を優先的に実施する。

2. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に則ってオゾン層を劣化させる物質の生産、輸入、一時的輸入再輸出、使用を禁止する。

第43条. 再生可能エネルギー開発

1. 再生可能エネルギーは風力、太陽光、地熱、波力、バイオ燃料および再生可能なエネルギー資源から開拓されるエネルギーである。
2. 再生可能エネルギーを使用する機械、設備、交通手段の生産、輸入と使用を奨励する。

第44条. 環境に優しい生産と消費

1. 機関、組織、世帯と個人は、環境に優しい製品とサービスの生産と消費に努める。
2. 国家予算を運用する機関の長は、法律の規定に従ってエコラベルの認定を受けた環境に優しい製品とサービスを優先的に使用すること。
3. 天然資源環境省の主導により宣伝情報機関と協力して環境に優しい製品とサービスを紹介し、広告する。

第45条. 廃棄物からエネルギー回収

1. 生産・経営・サービス事業の責任者は、廃棄物の削減、再使用、再生利用、廃棄物からのエネルギー回収の責任を負う。
2. 国家は廃棄物の削減、再使用、再生利用を行い、廃棄物からエネルギーを回収する政策を制定する。

第46条. 気候変動の対応における国民の権利と責任

1. 国家機密情報リストに属する内容を除き、国民は気候変動に関する情報の提供を受けるまたは要求する権利がある。
2. 国民は気候変動の対応活動に参加すること。
3. 気候変動管理機関は気候変動に関する情報の提供、国民の認識を向上させる活動を催し、国民は気候変動対応の活動に参加するための環境を整える責任を有する。

第 47 条. 気候変動に対応する科学、技術の開発と適用

1. 優先される気候変動に対応する技術の研究、移転と適用は以下の通り。
 - a) 経済社会の発展、環境、国民の健康に対する気候変動の影響の管理、評定、監視、予測に関する科学を発展させる。
 - b) 温室効果ガスの削減、気候変動への適応に対する基本と応用科学の調査と研究、近代的技術の開発と移転活動。各経済セクター、主要産業の競争力を強化し、低炭素経済とグリーン成長を発展させる。
2. 機関、組織、生産・経営・サービス事業者は、気候変動に対応する科学技術を研究し、移転と応用の実施若しくは参加する責任を有する。

第 48 条. 気候変動対応に関する国際協力

1. 国家はグリーン経済を目指して気候変動に対応するための国際協力、投資誘致、技術開発と移転、能力強化の政策を整備する。
2. 政府は経済社会の条件及びベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に則ってグローバル温室効果ガス削減活動に参加するロードマップと方法を規定する。

第 V 章

海洋と島しょの環境保護

第 49 条. 海洋と島しょの環境保護の共通規定

1. 海洋と島しょに関する戦略、基本計画、経済社会発展、国防、治安計画においては環境保護と気候変動対応の内容を盛り込まなければならない。
2. 陸地、島しょからの排出元及び海上の各活動は、法律の規定に従った検査を行い防止、削減されなければならない。
3. 海上、島しょの環境事故の防止と対応は、国家管理機関、救助救難組織、関連組織、個人の緊密な連携が必要である。
4. 海上と島しょで活動している組織と個人は、環境事故の発生において主導的立場で国家管理機関と関連その他組織、個人と協力して海上と島しょにおける環境事故に対応する責任を有する。

5. 海、島、自然保護区、マングローブ、自然遺産区の開拓により利益を得る事業、基本計画、枠組みは、環境保護の戦略と計画に適合しなければならない。

第 50 条. 海洋と島しょの環境汚染の監査と処理

1. 陸上から海への廃棄物、海上と島しょから排出された廃棄物に対する統計、分類と評定を行う必要があり、環境技術規格に達するための防止策、削減と処理などの解決策が必要である。

2. 海上と島しょでの活動で使用された石油や油、ボーリング泥水、化学物質及び他の有害物質を使用後に回収して専用容器で保管・運搬し、廃棄物管理の規定に従って処理を受けなければならない。

3. 海洋と島しょにおける廃棄物の排出、海中投棄は、廃棄物の特徴、性質に基づいて実施し、権限のある国家管理機関の許可を得なければならない。

4. 海洋と島しょの環境汚染の検査と処理は、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に則って実施しなければならない。

第 51 条. 海上と島しょにおける環境事故の防止と対応

1. 環境事故を引き起こす恐れのある海上と島しょで活動する組織と個人は、環境事故の防止と対応の計画および解決策を準備し、権限のある国家機関に報告しなければならない。

2. 本省、本省同等機関、政府所属機関及び省レベル人民委員会は、自己の管轄範囲内と権限内で海上環境事故に対する警告、通知を隨時行い、また適時に対応できる体制を取って被害を克服する責任を有する。

第 VI 章

水、土、大気の環境保護

第 1 節. 河川水の環境保護

第 52 条. 河川水の環境保護の共通規定

1. 河川水の環境保護は河川流域内の水資源の取水・利用企画、計画の基本的な内容の一つである。

2. 河川流域への排出は河川の負荷許容量を考慮しながら管理しなければならない。
3. 河川の水質、堆積物を監視し、評定しなければならない。
4. 河川の流域環境の保護は生物多様性の保全と水資源の利用に結び付けなければならぬ。
5. 生産・経営・サービス業のオーナー、各世帯と個人は、法令の規定に従って河川流域に排出する前に廃棄物の削減と処理を行う責任を有する。

第 53 条. 河川流域の水環境汚染の検査と処理内容

1. 河川流域に排出する廃棄物の統計、削減、処理。
2. 河川の水質と堆積物を定期的に観測し評定する。
3. 河川の負荷許容量を調査し、評定する。廃棄物投棄不可の河川、河川の部分を公表する。河川への廃水の排出量を確定する。
4. 汚染処理及び汚染された河川の全体または部分的な環境を改善する。
5. 国境を越えて流れる水の環境、堆積物を観測し評定する。また法律と国際条例に基づいてその情報を共有する。
6. 河川流域環境の保護提案を作成し実施する。
7. 河川水を管理、開拓、使用する組織に河川流域の水環境と堆積物の情報を公開する。

第 54 条. 省内の河川流域の水環境保護に対する省レベル人民委員会の責任

1. 河川流域への排出源の情報を公開する。
2. 河川流域への排出源に対する防止と検査活動を指導、実施する。
3. 河川の負荷許容量を評定する。河川への廃水の排出量限度を制定し、廃水放出不可の河川の部分の情報を公開する。
4. 河川流域の汚染による損失を評定し、その汚染を処理する。

5. 河川流域の環境保護提案を策定し、実施するように指導する。

第 55 条. 河川流域の水環境保護に対する天然資源環境省の責任

1. 省と国境を越えて流れる河川の水環境、堆積物の品質評定
2. 河川の負荷許容量を評定し、水の使用目的ごとの廃水量限度を確認し、情報を公開する。
3. 河川流域の水環境と堆積物の技術規格を制定し、実施ガイダンスを行う。
4. 省を超えて流れる河川流域の負荷許容量、廃水の排出量の限度を評定し、汚染回復と汚染された河川全体および部分を改善する規定を制定し、その実施をガイダンスする。
5. 省を超えて流れる河川流域の環境の保護活動の実施を指導する。
6. 汚染の排出源と損害程度を評定し、省を超えて流れる河川流域の汚染を処理する。
7. 河川の水環境と堆積物の品質の情報を取り纏めて毎年政府首相に報告する。
8. 策定した省を超えて流れる河川流域の環境の保護提案を政府首相に提出し、承認を受ける。

第 2 節. その他の水源の環境保護

第 56 条. 湖、池、水路、運河などの水環境保護

1. 水源を調整するために湖、池、水路、運河を調査し、水源の貯蔵量及び水質を評定し、保護しなければならない。
2. 都市内、住宅地内の湖、池、水路、運河の改善、保護。
3. 組織、個人は、水上あるいは湖、池、水路に面するエリアに新たな施設の違法な建築を禁ずる。都市内、住宅地内の湖、池の埋め立てを制限する。
4. 省レベル人民委員会は湖、池、水路、運河の水の量、質を調査、評定し、水資源の保護、調整する計画を立てる責任を有する。また、環境を汚染し、流れを詰

まらせ、湿地の生態系を劣化させ、都市の美観に悪影響を及ぼす湖、池、水路及び運河上の住宅地、施設を移動させなければならない。

第 57 条. 水利、水力発電のための貯水池の環境保護

1. 水利、水力発電を目的とする貯水池の整備、管理、運営は環境保護と結び付けなければならない。
2. 貯水池の不法造成、貯水池に固形廃棄物、土、石、環境技術基準を満たす処理がなされない廃水の排出を禁ずる。
3. 水利、水力発電を目的とする貯水池の管理機関は、最低 3 ヶ月に 1 回貯水池の水環境を観測する責任を有する。

第 58 条. 地下水環境保護

1. 地下水の探査、採掘に使用する化学物質は、権限を持つ国家機関が認可するリストの化学物質のみ使用可能である。
2. 地下水探査、採掘、井戸掘削による地下水汚染の防止対策を設け、地下水採掘機関は探査、採掘エリアの環境を回復する責任を有し、使用済みの探査ボーリング坑や採掘用ボーリング坑については地下水を汚染しないように技術規程通りに埋め立てなければならない。
3. 有害化学物質、放射物質を使用する生産・経営・サービス事業は、有害化学物質、放射性廃棄物の地下水への漏洩、拡散をしないよう対策を取らなければならぬ。
4. 化学物質保管庫、有害廃棄物処理場、埋め立て場は法律の規定に従って技術安全を確保して建設し、有害化学物質が地下水に染み込まないよう適切な対策を設けなければならない。
5. 地下水を汚染した組織、個人は、地下水の汚染を処理する責任を負う。

第 3 節. 土壌環境保護

第 59 条. 土壌環境保護の共通規定

1. 土壌環境の保護は土壌資源管理の基本的な内容の一つである。

2. 土壤資源の利用に係わる基本計画、枠組み、事業、活動のすべてにおいて土壤環境への影響を評定し、土壤環境の保護策を制定しなければならない。
3. 土地の使用権を与えられた組織、家庭、個人は土壤環境を保護する責任を有する。
4. 土壤汚染を引き起こした組織、家庭、個人は、土壤環境を処理、改善、回復する責任がある。

第 60 条. 土壤環境の品質管理

1. 土壤環境の質を調査、評定、分類した上で、関連する組織、個人に土壤環境の情報を公開する。
2. 土壤環境へ廃棄物を排出する場合、土壤環境の限界負荷量を超えてはいけない。
3. 土壤環境の質が劣化した地域に対しては区画分け、監視、監査を行う。
4. 土壤環境の質が劣化した地域に対しては改良、回復しなければならない。
5. 環境保護に関する国家管理機関は、土壤環境の品質に関する調査、評定を行い、その土壤品質の情報を公開する。

第 61 条. 土壤環境汚染の監視

1. 土壤環境の汚染を引き起こす要素の確定、統計、評定、監視を行わなければならない。
2. 国家の環境管理機関は、土壤環境の汚染の監視を実施する責任を有する。
3. 生産・経営・サービス事業は、事業所における土壤環境汚染を監視する措置を講じる責任を有する。
4. 戦争中に使用された除草剤に由来するダイオキシン類、残留農薬またはその他の毒物により汚染された地域、泥は、環境保護の要求を達成できるように区画分けし、処理しなければならない。
5. 政府は本条の詳細を規定する。

第 4 節. 大気環境の保護

第 62 条. 大気環境保護の共通規定

1. 環境への気体排出源のすべてを評定・監視しなければならない。
2. 環境へ悪影響を与える気体排出を伴う生産・販売・サービスを行う団体・個人は、法律の規定に従って環境への悪影響を低減させ、大気環境の質を確保できるように処置しなければならない。

第 63 条. 大気環境の品質管理

国家の環境管理機関は、周辺の大気環境の質の測定、評定を行い、その情報を公開する責任がある。周辺の気体環境が汚染された場合、適時に警告し、処理しなければならない。

第 64 条. 大気環境汚染の監視

1. すべての気体排出源の排出量、性質と特徴について確定しなければならない。
2. 気体を排出する事業と活動の検討と承認は、大気の環境の負荷能力に基づいて実施し、人間と環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
3. 工業気体の排出量が大きい生産・経営・サービス事業所は、汚染源の登録が必要で、排気流量、性質と特徴の測定、統計、データベースを作成しなければならない。
4. 工業気体の排出量が大きい生産・経営・サービス事業所は、自動で連続的な排気観測設備を設置し、排気排出に関する権限のある国家機関の認可を得なければならない。
5. 政府は本条の詳細を規定する。.

第 VII 章

生産、経営、サービス活動における環境保護

第 65 条. 経済地区の環境保護

1. 経済地区は法律の規定に基づいて環境保護インフラ工事を整備しなければならない。

2. 経済地区管理委員会は環境保護に関する専門部門を設けなければならない。
3. 経済地区管理委員会は、地域内の環境保護に関する国家の管理機関と協力して環境保護活動を実施し、法律の規定に基づいて経済地区的環境保護活動について報告する。
4. 天然資源環境省大臣は本条の詳細を規定する。

第 66 条. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの環境保護

1. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク管理委員会は当該地域の国家の環境保護管理機関と協力して環境保護に関する活動を検査し、法律の規定に従って工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの環境保護活動を報告する。
2. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク管理委員会は環境保護に関する専門部門を設けなければならない。
3. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパークのインフラを建設し経営する投資主は以下の要件を満たさなければならない。
 - a) 環境保護に則った経営活動、事業区分の実施。
 - b) 環境技術規格を満たす廃水の集中回収処理システムを整備し、自動で連続的に廃水を観測できる廃水流量の測定設備などのシステムを設置する。
 - c) 環境保護の義務を果たすための適切な専門部門を設置する。
4. 天然資源環境省大臣は本条の詳細を規定する。

第 67 条. 集中工業地区、経営・サービス地区の環境保護

1. 工業地区のインフラを建設し経営する投資主は、以下の環境保護活動を行わなければならない。
 - a) 環境保護案を策定する。
 - b) 環境技術規格を満たす廃水回収・処理システムを整備する。
 - c) 法律の規定に従って環境の観測を行う。

- d) 環境保護を担当するスタッフを配置する。
2. 集合商業施設経営・サービス地区管理委員会は、以下の環境保護活動を実施しなければならない。
 - a) 環境保護案を策定する。
 - b) 環境技術規格を満たす廃水と固体廃棄物回収システムを整備する。
 - c) 環境保護を担当するスタッフを配置する。
3. 郡レベル人民委員会は以下の責任を有する。
 - a) 工業地区、集合商業施設における環境保護案の策定と実施を検査し、監査する。
 - b) 権限のある国家機関に収集工業地区、経営・サービス地区における環境保護作業について報告する。
4. 天然資源環境省大臣は本条の詳細を規定する。

第 68 条. 生産、経営、サービス事業所の環境保護

1. 生産、経営、サービス事業所は、以下の環境保護に関する要件を満たさなければならない。
 - a) 環境技術規格を満たす廃水の回収、処理を行う。
 - b) 法律の規定に従って、固体廃棄物の回収、分類、保管、処理、排出をしなければならない。
 - c) 法律の規定に従って粉塵と排気の削減、回収、処理を行う。環境に有害毒性排気の漏洩、発散をさせないようにし、周辺環境や労働者に対して悪影響を与える騒音、振動、発光、発熱を抑止する。
 - d) 環境事故の防止と対処のためのリソースと設備を確保する。
2. 以下に該当する生産施設あるいは倉庫は、居住区へ影響しない距離を確保しなければならない。

- a) 発火、爆発しやすい物質を扱う。
 - b) 強い放射性あるいは放熱性物質を扱う。
 - c) 人間、生物に対し毒害のある物質を扱う。
 - d) 人間の健康に悪影響を及ぼす粉塵、匂い、騒音を発する。
 - d) 水源を汚染する。
3. 環境に影響する恐れのある大きな廃棄物を排出する生産・経営・サービス事業所は、環境を保護する専門部門又は担当スタッフを設置し、政府の規定に従って環境管理システムの審査を受けなければならない。
4. 生産、経営、サービスの責任者は、本条の第1、2、3項の規定と関連法律に規定される環境保護要求の実施に責任を負う。

第69条 農業生産における環境保護

- 1. 化学物質、農薬、動物用医薬品の生産、輸入、経営を行う組織、個人は、本法第78条第1、2項の環境保護規定を履行しなければならない。
- 2. 使用期限の切れた肥料と飼育環境処理製品、使用後の肥料の包装と用具、農薬、動物用医薬品は廃棄物管理規定に従って処理されなければならない。
- 3. 大規模飼育施設は、環境保護案を作成し、以下の要件を満たさなければならない。
 - a) 居住区に対する環境衛生を確保する。
 - b) 廃棄物管理の規定に従って廃水・固体廃棄物を回収、処理する。
 - c) 飼育舎や飼育場は定期的に浄化し、疫病の防止、対処に備えなければならない。
 - d) 疫病により死亡した飼育動物の死骸は、有害廃棄物管理と疾病予防衛生に関する規定に従い管理しなければならない。

第70条 職業村の環境保護

1. 職業村は以下の環境保護の条件を満たさなければならない。

- a) 職業村の環境保護案を策定する。
 - b) 廃棄物の回収、分類、保管、処理、排出が行える環境技術規格を満たすインフラの整備。
 - c) 環境保護に関する自主管理組織の設置。
2. 政府が規定する発展を奨励する職業の職業村における生産施設は、以下の要件を満たさなければならない。
- a) 法律の規定に従って環境保護対策を策定し実施する。
 - b) 法律の規定に従って騒音、振動、光線、粉塵、温度、排気、廃水の削減対策を行い、また、現場で汚染を処理し、固体廃棄物の集積、分別、保管、処理を行う。
3. 本条第2項に該当しない生産施設は以下の要件を満たさなければならない。
- a) 本法第68条第1項の規定を遵守する。
 - b) 権限のある国家機関の規定に従って生産業種の移転と変更計画を遵守する。
4. 職業村を管轄する村レベル人民委員会の責任は以下の通り。
- a) 管轄地域内の職業村の環境保護案を策定し、実施する。
 - b) 職業村の環境保護に関する自主管理組織の活動を案内する。
 - c) 毎年、職業村の環境保護について郡レベル人民委員会に報告する。
5. 職業村を管轄する郡レベル人民委員会の責任は以下の通り。
- a) 管轄地域内の職業村の環境保護作業の指導、案内、検査、監査を行う。
 - b) 每年、職業村の環境保護について省レベル人民委員会に報告する。
6. 職業村を管轄する省レベル人民委員会の責任は以下の通り。
- a) 環境保護に基づいた職業村の計画を作成し、建設、改修と発展を実施する。
 - b) 職業村の環境保護活動に予算を組む。

- c) 管轄地域における職業村の環境汚染度を評定し、その汚染の処理を指導する。
- d) 職業村の廃水回収・処理システムを建設し、一般固形廃棄物と有害廃棄物の回収・処理場の建設を指導する。
- d) 工業団地、職業村の計画を作成し、重大な環境汚染に関わる施設を居住地区の外部に移動する計画を立てる。

7. 政府は本条の詳細を規定する。

第 71 条. 水産養殖の環境保護

- 1. 水産養殖における水産動物用医薬品、化学品の生産、輸入、経営を行う組織、個人は、環境保護に関する法律とその他関連の法律の規定を履行しなければならない。
- 2. 使用期限の切れた、あるいは水産養殖における許可リスト外の水産動物用医薬品、化学物質を使用してはならない。
- 3. 使用期限の切れた水産養殖用の水産動物用医薬品と化学品、使用後の水産動物用医薬品や化学品の包装、水産養殖池浄化の際の沈殿した泥や飼料は、廃棄物管理に関する規定に従って回収し、処理しなければならない。
- 4. 大規模水産養殖場は、以下の整備計画に適合し環境保護要件を満たさなければならない。
 - a) 廃棄物は法律の規定に従って回収し、処理されなければならない。
 - b) 水産養殖活動を停止した後、環境回復を行う。
 - c) 環境衛生条件を確保し、水産物の疫病を防止し、有毒あるいは毒素の蓄積する化学物質を使用してはならない。
- 5. 大規模水産養殖場を河口の沖積地に建設してはならない
- 6. マングローブを破壊して水産養殖を行ってはいけない。

第 72 条. 病院、医療施設の環境保護

- 1. 病院と医療施設は、以下の環境保護要求を実施しなければならない。

- a) 環境技術規格を満たす医療廃水の回収、処理を行う。
 - b) 排出元において医療固体廃棄物を分類する。環境技術規格を満たす医療固体廃棄物の回収、運搬、保管と処理を行う。
 - c) 医療廃棄物により引き起こされる環境事故を防止するための計画と装置を準備する。
 - d) 一括保管、処理、破棄施設に運搬する前に医療廃棄物から伝染の危険性のある病原を排除しなければならない。
 - d) 廃棄物の処理は環境技術規格を満たさなければならない。
2. 放射性物質を使用する照射施設、医療設備や用具は、法律に定める核・放射線の安全の要件を満たさなければならない。
 3. 病院、医療施設の投資家は、環境保護の要求に応じて衛生施設、廃棄物回収、保管、処理システムの建設費を準備し支払う責任がある。
 4. 病院、医療施設の長は本条の第1、2、3項と関連する法律に規定される環境保護要求を実施しなければならない。

第73条. 建設活動における環境保護

1. 建設計画において環境保護の規定を遵守しなければならない。
2. 環境に悪影響を及ぼす生産・経営・サービス事業所の建設における設計および見積書には法律の規定に従って廃棄物処理工事の項目を盛り込まなければならない。
3. 建設工事の施工は、以下の環境保護要求を確保しなければならない。
 - a) 居住区での建設工事は、環境技術規格を超える粉塵、温度、騒音、振動、光線を発生させない措置をとらなければならない。
 - b) 建設資材の運搬は、漏れや落下、環境汚染を引起さない技術的 requirement を満たす手段で実施しなければならない。
 - c) 廃水、固体廃棄物、その他各種廃棄物は、環境技術規格に合致する回収、処理を行わなければならない。

第 74 条. 交通運輸活動における環境保護

1. 交通計画は、環境保護の規定を遵守しなければならない。
2. 交通手段は車検機関の環境技術規格に合格したのちに初めて使用することができる。
3. 原材料、物資、廃棄物を運搬する手段は、運行する際に落下などの環境汚染を引起さないよう覆いをしなければならない。
4. 危険物を運搬する組織、個人は、法律の規定に従って環境保護の条件と能力を確保しなければならない。
5. 環境事故を引起す危険性のある商品や物資の運搬は、以下の要件を満たさなければならない。
 - a) 専用設備、手段を使用して環境への漏洩や発散をさせない。
 - b) 権限のある国家の管理機関の運搬許可書を取得する。
 - c) 運搬の際、許可書に規定される経路と時間を遵守する。

第 75 条. 商品の輸入、通過における環境保護

1. 輸入・通貨する機械、設備、手段、原料、燃料、化学物質、商品は、環境保護の要件を満たさなければならない。
2. 以下の機械、設備、手段、原料、燃料、化学物質、商品の輸入は禁止される。
 - a) 環境保護の要件を満たさない機械、設備、手段。
 - b) 分解される中古機械、設備、交通運輸手段、本条第 3 項に該当するものを除く。
 - c) 輸入禁止リストに属する原料、燃料、物資、化学物質、商品。
 - d) 疾病を誘発する放射、微生物、その他毒物に汚染された機械、設備、手段で、洗浄されていない、あるいは浄化出来ないもの。
 - d) 使用期限の切れた、あるいは食品安全衛生の規定を確保出来ない食品、食品原材料、食品添加物、加工補助剤、用具、包装材料。

e) 使用期限の切れた、或いは品質基準を満たしていない人間に使用する薬と薬の原材料、動物用医薬品、農薬。

3. 中古船舶の輸入は環境技術規格を満たさなければならない。政府は中古船舶の輸入、分解の対象と条件を具体的に規定する。

第 76 条. 廃棄物の輸入における環境保護

1. 外国から輸入する廃棄物は、環境技術規格を満たし、政府首相が規定する輸入可能廃棄物リストに属する。

2. 廃棄物を輸入する組織と個人は以下の要件を満たさなければならない。

a) 環境保護の条件を満たす廃棄物を回収するための倉庫、集積場がある。

b) 環境技術規格を満たす廃棄物の再生、再使用、また廃棄物に付随する不要物を処理する技術と設備がある。

3. 廃棄物を輸入する組織と個人は以下の責任をもつ。

a) 生産の原料に使用する目的として廃棄物を輸入する。

b) 環境技術規格を満たすために廃棄物に付随する不要物を処理しなければならない。廃棄物に付随する不要物の譲渡若しくは販売は禁止される。

c) 環境技術規格を満たさない廃棄物は再輸出しなければならない。再輸出できない場合は、廃棄物管理に関する法律の規定に従って処理しなければならない。

d) 政府の規定に従って輸入廃棄物の担保金を積まなければならない。

4. 省レベルの人民委員会は以下の責任を持つ

a) 輸入廃棄物に関連する違法行為の捜査、摘発、阻止、処理を行う。

b) 管轄地域における廃棄物の輸入、使用状況、輸入廃棄物に関連する環境問題について、天然資源環境省に毎年報告する。

第 77 条. 祭礼、観光活動における環境保護

1. 遺跡群、史跡、観光区、観光地、宿泊施設の管理、開発を行う組織、個人は、以下の環境保護措置を実施しなければならない。
 - a) 遺跡群、史跡、観光区、観光地に環境保護に関する規定の掲示、実施を案内する。
 - b) 衛生施設、廃棄物回収設備を十分かつ合理的に設置、配置する。
 - c) 環境衛生を担当する人員を配置する。
2. 遺跡群、史跡、観光区、観光地、宿泊施設及び祭礼に訪れる観光客は以下の規定を遵守する。
 - a) 遺跡群、史跡、観光区、観光地、宿泊施設の環境保護に関する規定や案内を遵守する。
 - b) 指定場所に廃棄物を正しく捨てる。
 - c) 公共衛生を守る。
 - d) 遺跡群、史跡、観光区、観光地、宿泊施設などの遺跡、景観、生物に損害を与えてはならない。

第 78 条. 化学物質、農薬、動物用医薬品に対する環境保護

1. 化学物質、農薬、動物用医薬品の生産、輸入、経営、使用、運搬、保管、移転、処理を行う組織、個人は、環境保護に関する法律とその他関連の法律の規定を正しく実施しなければならない。
2. 毒性と持続性が高い化学物質、農薬、動物用医薬品が、環境に広がり、蓄積されると、環境と人間の健康に悪影響を及ぼすため、法律の規定に従ってその登録、物品管理、監視、情報管理と評定、リスク管理及び処理を行わなければならない。
3. 天然資源環境省大臣の主導のもと商工省大臣と農業農村開発省大臣が協力して本条の詳細を規定する。

第 79 条. 研究所、実験室における環境保護

1. 研究所、実験室は以下の環境保護要件を実施しなければならない。

- a) 環境技術規格を満たす廃水の回収、処理を行う。
 - b) 排出元からの固体廃棄物を分類し、固体廃棄物管理に関する法律の規定に従って回収、処理する。
 - c) サンプル、分析サンプル、薬剤の処理、廃棄は環境技術規格に準じて行う。
 - d) 環境事故の防止および対処計画と設備がある。
2. 放射性物質を使用する研究所、実験室は、法律の規定に従って核・放射線安全要件を満たさなければならない。
3. 研究所、実験室の長は、本条の第1、2項とその他の関連法律に規定する環境保護要件を遵守して実施する責任を持つ。

第 VIII 章

都市、住宅区の環境保護

第 80 条. 都市、団地に対する環境保護要件

- 1. 都市の環境保護は持続的な発展を可能にしながら自然、文化、歴史を維持し、緑地の空間を確保する原則に基づいて計画を実施する。
- 2. 権限のある国家機関が承認した、都市と団地の計画に適合する環境保護インフラを持つ。
- 3. 定めた量と種類の生活固体廃棄物を回収し、分類する設備、手段を持ち、居住区内の各家庭から廃棄される分類別廃棄物を受け入れる十分な能力がある。
- 4. 都市景観、環境衛生に関する要件を満たす。公共の場における衛生設備を設置、配置する。
- 5. 団地、アパートの投資主は本条の第2、3項に規定する環境保護要件を実施しなければならない。
- 6. 分散する居住区に対しては、廃棄物の収集・処理場所とシステムを整備しなければならない。また、清潔な水の供給システムを設置し、緑化、清潔、安全な環境を発展させる活動を実施する。

第 81 条. 公共の場の環境保護

1. 機関、組織、家庭、個人は、環境保護に関する各規定を遵守し、公共の場における衛生を守る責任を有する。廃棄物は公共のゴミ箱、あるいは規定のゴミ集積場に正しく捨て、ペットにより公共の場の衛生を乱してはならない。
2. 公園、レジャー・娯楽施設、観光区、市場、駅、バスターミナル、船着場、港、渡し場、その他公共の区域を管理する組織、個人は、以下の責任を持つ。
 - a) 管理範囲における廃棄物の収集と環境衛生を担当する人員の設置。
 - b) 環境衛生保持の要件を満たす公共衛生施設、廃棄物の収集手段や設備を設置する。
 - c) 公共の場における衛生保持に関する規定を掲示する。

第 82 条. 家庭に対する環境保護の要件

1. 生活廃棄物を削減し、現場分類、収集を行い、規定した場所に運搬する。
2. 生活廃水の削減、処理を行い規定された場所に排出する。
3. 周辺の住民国民に悪影響を及ぼす、環境技術規格を超えた排気ガスの発散、騒音、振動やその他の作用を起こしてはならない。
4. 法律の規定に従って、各種環境保護費を正確に期限内に支払い、廃棄物の収集と処理サービスの料金を支払う。
5. 公共と居住区における環境保護活動に参加する。
6. トイレ、家畜や家禽の飼育舎、飼育場が衛生的で安全である。

第 83 条. 環境保護に関する自主管理組織

1. 国は住民国民が自分の生活しているところの環境保護に関する自主管理組織を設立することを奨励する。
2. 環境保護に関する自主管理組織は、自主的共同責任の原則の基に設立され、法律の規定に従って活動し、以下の職務を実施する。

- a) 世帯や個人の衛生保持と環境保護に関する規定の実施を調査、督促する。
 - b) 廃棄物の収集、集積と処理を行う。
 - c) 居住区と公共の場における環境衛生を守る。
 - d) 環境保護に関する規則を作成、実施し、不衛生で環境に害のある悪習を廃止するよう市民に宣伝、運動する。
 - d) 地域の生産・経営・サービス事業所の環境保護に関する法律の遵守状況を監査する。
3. 村レベルの人民委員会は、環境保護自主管理組織が効果的に活動できるよう体制、活動に関するよい規定・条件を作る。

第 84 条. 火葬、土葬における環境保護

- 1. 火葬地、土葬地は以下の要件を満たさなければならない。
 - a) 基本計画に適合する。
 - b) 環境衛生、居住区の景観に関する条件を満たす位置、距離であること。
 - c) 生産用水と周辺環境を汚染しないこと。
- 2. 死体や遺骨の一時安置、移転、埋葬は、環境衛生に関する要件を満たさなければならない。
- 3. 危険な疫病により死亡した死者の埋葬は、医療省の規定に従って実施されなければならない。
- 4. 埋葬サービス事業を行う組織、個人は、環境保護に関する法律と防疫衛生に関する法律の規定を遵守しなければならない。
- 5. 国は、墓地への埋葬と火葬の実施、環境汚染を引起す埋葬の悪習廃止の計画に従うことを奨励する。

第 IX 章

廃棄物管理

第 1 節. 廃棄物管理に関する共通規定

第 85 条. 廃棄物の管理規則

1. 廃棄物は発生、減少、分類、収集、運搬、再使用、再生利用及び処分のすべての工程において管理されなければならない。
2. 一般廃棄物に規定限度を超えた容量の有害廃棄物が混在し、分別できない場合には有害廃棄物に関する法律の規定に基づいて管理されなければならない。
3. 政府は廃棄物管理の詳細を規定する。

第 86 条. 廃棄物の減少・再使用・再生利用

1. 再使用、再生利用、エネルギーが回収できる廃棄物は、その他の廃棄物と分別しなければならない。
2. 廃棄物を排出する生産・経営・サービス事業者は、廃棄物の削減に努め、再使用、再生利用及び廃棄物からエネルギーを回収する、若しくは再生利用、エネルギーを回収できる事業者に廃棄物処理を移譲する責任を有する。

第 87 条. 廃棄製品の回収、処理

1. 生産・経営・サービスの責任者は、廃棄された製品の回収、処理する責任を負う。
2. 使用者は廃棄製品を指定場所まで運搬する責任を負う。
3. 各レベルの人民委員会、環境保護に関する国家管理機関は、生産・経営・サービス事業者が廃棄製品を回収するためのよい条件を整える責任を負う。
4. 廃棄製品の回収と処理は政府首相の決定に基づいて実施する。

第 88 条. 廃棄物管理における各レベルの人民委員会の責任

各レベルの人民委員会は自己の職務と権限範囲内において以下の責任を有する。

1. 管轄地域において廃棄物処理インフラ計画を作成し、承認、実施する。
2. 管轄地域において廃棄物管理サービスを行う公共施設への投資、建設、運営。

3. 法規に基づいて廃棄物管理活動への優遇策、支援策の策定と実施。

第 89 条. 廃棄物管理に対する工業団地、輸出加工区、経済特区の管理委員会の責任

1. 管理範囲内における廃棄物の収集場所を設置する。
2. 廃水収集処理システムを建設し、運営する。

第 2 節. 有害廃棄物の管理

第 90 条. 有害廃棄物処理業務の申請書類作成、登記、ライセンス許可

1. 有害廃棄物の排出者は、省レベルの環境保護管理機関に対して申請書類を作成し、登記しなければならない。
2. 十分な条件、ライセンスを有する組織及び個人のみが有害廃棄物処理を行うことができる。
3. 天然資源環境省は策定した有害廃棄物リストを基に処理ライセンスを発行する。

第 91 条. 有害廃棄物を処理する前の分類、収集及び一時保管

1. 有害廃棄物の排出者は環境技術規格を満たした分類分別、収集、一時保管と処理を行わなければならないが、それを処理する能力がない場合は有害廃棄物処理業務の認可証を持つ受託業者に委託しなければならない。
2. 有害廃棄物は、人間の健康や環境へ悪影響を及ぼさないよう専用設備に一時保管しなければならない。

第 92 条. 有害廃棄物の運搬

1. 有害廃棄物は、有害廃棄物処理資格に記載されている適切な専用設備、手段により運搬しなければならない。
2. 外国に有害廃棄物を輸出する場合には、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に従わなければならない。

第 93 条. 有害廃棄物処理事業の条件

1. 有害廃棄物処理の場所は権限機関が承認する計画に基づく。

2. 環境と人間に悪影響を及ぼさない距離を確保する。
3. 環境技術規格を満たした有害廃棄物の保管と処理を実施するための技術、専用手段と設備を持つ。
4. 環境保護の工事と措置が出来る。
5. 証明書を所持する管理者と適切な専門技術者がいる。
6. 技術、手段、専用設備の安全運営手順がある。
7. 環境保護案がある。
8. 活動を終了した後の環境回復計画がある。
9. 天然資源環境省の審査を受けて承認された環境影響評定報告書がある。

第 94 条. 環境保護計画における有害廃棄物管理の内容

1. 有害廃棄物の排出源と排出量の評定と予測。
2. 排出源における収集と分類能力。
3. 再使用、再生利用とエネルギー回収の可能性。
4. 収集・再生と処理場の場所、規模。
5. 有害廃棄物処理技術。
6. 実施人材。
7. 実施進捗。
8. 責任分担。

第 3 節. 一般固形廃棄物の管理

第 95 条. 一般固形廃棄物の分別責任

一般固体廃棄物を排出させる生産・経営・サービス事業者、組織、世帯及び個人は、廃棄物の再使用、再生利用、エネルギー回収及び処理を容易にするために、その排出源で分別する責任を負う。

第 96 条. 一般固体廃棄物の収集と運搬

1. 一般固体廃棄物は専用手段、設備で回収、保管し、規定の場所まで運搬されなければならない。
2. 環境保護に関する国家管理機関は管轄地域において一般固体廃棄物を回収し、保管し、運搬する責任を負う。

第 97 条. 一般固体廃棄物の再使用、再生利用、エネルギー回収

一般固体廃棄物を排出させる生産・経営・サービス事業者、組織、世帯及び個人は、廃棄物の再使用、再生利用、エネルギー回収を行う責任を負う。それを処理する能力がない場合は、再使用、再生利用、エネルギー回収が可能な一般固体廃棄物処理受託業者に委託しなければならない。

第 98 条. 環境保護計画における一般固体廃棄物の管理内容

1. 一般固体廃棄物の排出源と排出量の評定と予測。
2. 排出源における回収と分類能力。
3. 再使用、再生利用、エネルギー回収の可能性。
4. 回収・再生と処理場の場所、規模。
5. 一般固体廃棄物処理技術。
6. 実施人材。
7. 実施進捗。
8. 責任分担。

第 4 節. 廃水管理

第 99 条. 廃水管理の共通規定

1. 廃水は環境技術規格に適合した収集、処理をしなければならない。
2. 規定限度を超えた有害物質を含む廃水は、有害廃棄物の規定に従って管理されなければならない。

第 100 条. 廃水の収集と処理

1. 都市区、集中住宅区においては雨水、廃水の収集についてそれぞれのシステムを保有しなければならない。
2. 生産・経営・サービス事業の廃水は環境技術規格を満たす収集・処理を行わなければならない。
3. 廃水処理システムからの汚泥は、固体廃棄物管理に関する規定に従って管理しなければならない。規定限度を超えた量の有害物質を含む汚泥は、有害廃棄物に関する規定に従って管理しなければならない。

第 101 条. 廃水処理システム

1. 以下のものは廃水処理システムを設置しなければならない。
 - a) 集中的生産区、経営区、サービス区。
 - b) 職業村の地区、区。
 - c) 廃水集中処理システムに接続しない生産、経営、サービス事業。
2. 廃水処理システムは以下の要件を満たさなければならない。
 - a) 処理しなければならない廃水の種類に応じた技術を有する。
 - b) 排出廃水量に応じた十分な廃水処理能力がある。
 - c) 環境技術規格を満たす廃水処理。
 - d) 廃水を廃水システムへ導く排出口を検査及び監督に便利な位置に設置する。
 - d) 繼続的に稼動させる。

3. 廃水処理システム管理責任者は、処理の前後に廃水の定期測定を実施し、測定データを保管し、これを廃水処理システムの検査及び監督の根拠としなければならない。
4. 排出量の規模が多きい若しくは環境に害を与える危険のある生産・経営・サービス事業者は、天然資源環境省の規定に従って、自動で行う廃水環境観測を行わなければならない、権限のある機関にそのデータを報告しなければならない。

第 5 節. 粉塵、排気ガス、騒音、振動、光線、放射能の管理及び検査

第 102 条. 塵埃、排気ガスの管理及び検査

1. 塘埃、排気ガスを排出させる生産・経営・サービス事業を行う組織及び個人は、塵埃と排気ガスについて環境技術規格を満たす検査及び処理を行う責任を負う。
2. 塘埃、排気ガスを放出する交通手段、機械、設備、建設工事は、排気ガスを減少させるための濾過装置、保護設備、環境技術規格を満たす塵埃減少手段を保有しなければならない。
3. 規定限度を超えた有害物質を含量する塵埃、排気ガスは、有害廃棄物に関する規定に従って管理しなければならない。

第 103 条. 騒音、振動、光線、放射能の管理及び検査

1. 騒音、振動、光線、放射能をもたらす組織及び個人は、環境技術規格を満たす検査及び処理を行う責任を負う。
2. 住宅区で騒音、振動、光線、放射能をもたらす生産、経営、サービス事業者は、住民国民に影響を及ぼさないように制限及び削減措置を実施しなければならない。
3. 騒音、振動、光線及び放射能をもたらす交通密度の高い道路を管理する組織、個人は、環境技術規格を満たす削減措置を講じなければならない。
4. 爆竹の生産、輸入、輸送、経営、使用を禁止する。花火の生産、輸入、輸送、経営、使用は政府首相の規定に従う。

第 X 章

環境汚染処理、回復、改善

第 1 節

重大な環境汚染を引き起こす事業所の処分

第 104 条 重大な環境汚染を引き起こす事業所の処分

1. 重大な環境汚染を引き起こした事業所は、排水、排気、粉塵、固体廃棄物、騒音、震度及びその他の汚染物質を環境技術基準を超える重大汚染度で排出した事業所である。
2. 重大な環境汚染を引き起こした事業所は、法律の規定に従って行政処分を受け、重大環境汚染加害事業所兼環境汚染対策リストに記載される。
3. 重大な環境汚染を引き起こした事業所の評定及び摘発は、毎年定期的に以下の手順通りに実施される。
 - a) 省レベル人民委員会は、各省庁、省同等機関、政府機関と協力して、管轄地区における環境汚染を引き起こした事業所リストの作成を主管する。（但し、本項の b) に規定される場合を除く）。また、対応策を立案し、資源環境省に提出して意見をもらい、政府に提出して決定を仰ぐ。
 - b) 国防省、公安省は、省レベル人民委員会と協力して、国防安全分野において重大環境汚染を引き起こした事業所のリスト及び対応策を立案し、資源環境省に提出して意見をもらい、政府に提出して決定を仰ぐ。
 - c) 資源環境省は、各省庁、省同等機関、政府機関及び省レベル人民委員会と協力して、重大環境汚染を引き起した事業所兼環境汚染対策リストを作成して政府首相に提出し決定を仰ぐ。
 - d) 重大環境汚染を引き起した事業所に対する処分決定は、重大環境汚染を引き起こした事業所が事業を行う区・村レベル人民委員会に通知される。また、住民に公表して検査・監督を行う。
4. 重大環境汚染を引き起こした事業所に対する処分実施の責任は以下の通り規定される。
 - a) 省レベル人民委員会は、各省庁、省同等機関、政府機関と協力して、管轄地区における重大環境汚染を引き起こした事業所に対して処分の実施を所管する。
 - b) 国防省、公安省は、省レベル人民委員会と協力して、国防安全分野の重大環境汚染を引き起こした事業所に対して処分の実施を所管する。
 - c) 各省庁、省同等機関、政府機関は、省レベル人民委員会と協力して、管理権限内で重大環境汚染を引き起こした事業所に対して処分の実施を所管する。
 - d) 各省庁、省同等機関、政府機関及び省レベル人民委員会は、毎年重大環境汚染を引き起こす事業所に対する処分実施状況を評定し、その結果を資源環境省に提出して意見をもらい政府首相へ報告してもらう。

5. 政府は本条の細則を定める。

第 2 節 環境汚染エリアへの処理及び環境回復

第 105 条 環境汚染の克服の一般規定及び汚染レベルの区分

1. 環境汚染の克服は、環境、人体への汚染の影響を最小限に留め、汚染されたエリアの環境の質を向上させる活動である。
2. 環境汚染エリアは、次の汚染レベルで区分される：環境汚染、重大環境汚染、重度重大環境汚染。

第 106 条 汚染への対処及び環境の回復

1. 汚染エリアの特定は次の通り。
 - a) 汚染エリアの範囲、境界の特定。
 - b) 汚染レベルの特定及びリスクの評価。
 - c) 汚染の原因及び関係者の責任の追究。
 - d) 汚染への対処、環境の質の回復と改善等の対策。
 - d) 環境への影響の評定を汚染加害者への賠償請求の根拠とする。
2. 鉱産物の開拓プロジェクトは、事業開始前に汚染対策及び環境改善策を立案して管轄機関に提出し、承認を受けなければならない。また、環境改善・回復のための手付金を支払わなければならない。環境改善・回復の対策案は以下の通り。
 - a) 環境に影響する汚染の可能性、範囲及び汚染度の特定。
 - b) リスクの評価。
 - c) 環境改善・回復の対策案のうち、実施可能の案を選ぶ。
 - d) 事業終了後の環境改善回復の計画作成及び経費の用意。

第 107 条 汚染への対処及び環境回復における責任

1. 組織及び個人は以下の責任を負う。
 - a) 環境汚染を引き起こす可能性のある事業を実施する場合は、環境改善・回復計画を立たなければならない。
 - b) 環境汚染を引き起こした場合は、汚染への対処及び環境改善を実施しなければならない。

c) 複数の組織又は個人が同時に汚染を引き起こし、責任分担で相互の合意ができない場合、環境保護に関する国の管理機関が関係者と協議して汚染への対処及び環境改善における各組織・個人の責任を明らかにしなければならない。

2. 省レベル人民委員会は、管轄地区の調査を行って環境汚染区域を特定し、毎年資源環境省に報告しなければならない。

3. 資源環境省は以下の責任を負う。

a) 環境汚染エリアの区別の基準の策定
b) 環境改善・回復活動の指導。汚染除去及び環境改善が完了したことの確認・承認。

c) 二つ以上の省に跨って汚染されたエリアにおける汚染の調査と評定の実施、汚染除去及び環境改善の実施。

4. 天災による汚染や原因不明の汚染の場合、各省及び省レベルの機関、政府機関及び各レベルの人民委員会は、責任及び権限の範囲内であらゆる手段を講じて汚染除去及び環境改善を行わなければならない。

第3節

環境事故の防止、対応、克服及び処理

第108条 環境事故の防止

1. 環境事故を引き起こす可能性のある生産、経営、サービス、運送手段の経営者・オーナーは、以下の防止策を講じなければならない。

- a) 環境事故の防止・対応計画の作成。
- b) 環境事故の対応に必要な設備、用具、道具の設置、準備。
- c) 環境事故に対する現場対応の人員の育成、訓練、組織化。
- d) 労働安全に関する法律の遵守及び定期検査制度の確立。

d) 環境事故発生の兆しが見られるとき、問題の元となる原因を取り除く措置を行う。

2. 各省庁、省同等機関及び省レベル人民委員会は、職務権限の範囲内で以下の内容を実施しなければならない。

- a) 全国、各地方、各エリアにおいて発生する可能性のある環境事故の調査、統計、リスク評価を行う。
- b) 環境事故の予防、予報、予告の能力の育成。
- c) 環境事故の防止と対応の年間及び5年計画の作成

第 109 条 環境事故への対応

1. 環境事故への対応の責任は次の通り定められる。
 - a) 環境事故を引き起こした団体・個人は、人間及び財産の安全を確保するための措置を直ちに行い、人間、財産を救い、環境事故が起きた場所の管轄省庁または環境保護専門機関に適時報告しなければならない。
 - b) 環境事故が起こった事業所、地方の管理者は、速やかに人、もの、道具を動員し対応しなければならない。
 - c) 環境事故が複数の事業所や地域において起こった場合、それらの事業所や地域の管理者は協力して対応する責任を負う。
 - d) 事業所、地域の対応を超える問題の場合、他の施設、地域へ環境事故対応の協力を依頼できるよう直ちに直属の上部機関に報告しなければならない。協力の要請を受けた事業所、地域は、可能な範囲で環境事故に対応しなければならない。
2. 特に重大な環境事故への対応は、緊急事態に関する法律の規定に従って実施する。
3. 環境事故の対応に関わる人や物、道具にかかる費用は、法律の規定に従い返金される。
4. 環境事故による被害に対する賠償義務は、本法の規定及び関連法律の規定に従って実施する。

第 110 条 環境事故に対応する部隊の育成

1. 生産、経営、サービス事業所は、環境事故への防止・対応能力を整える責任を負う。
2. 国は、環境事故への対応部隊を育成し、環境事故の警報設備、装置を用意する責任を負う。
3. 組織、個人の環境事故対応の施設・設備の設置を勧奨する。

第 111 条 環境事故による被害の特定

1. 環境事故による被害の調査、特定は以下の内容による。
 - a) 環境事故により汚染されたエリアの範囲、境界。
 - b) 汚染度。
 - c) 原因、関係者の責任。
 - d) 環境汚染の対処と環境回復の対策。

d) 環境の被害を明確にし、汚染、劣化を引き起こした者への賠償請求の根拠とする。

2. 環境事故による被害、汚染範囲の調査と特定に関する責任は以下のとおり規定される。

a) 省レベル人民委員会は、省内の環境事故の汚染エリア及び環境事故による被害の調査、確定を行う。

b) 二省以上に跨って環境事故が起きた場合、資源環境省は各省の人民委員会に対し、その汚染範囲及び環境事故による被害の調査と確定を指導する。

3. 環境汚染の原因、汚染度、汚染範囲の調査結果は公表しなければならない。

第 112 条 環境事故の克服責任

1. 環境事故を引き起した組織・個人は、以下の責任を負う。

a) 汚染の範囲、境界、レベル、原因の調査・特定、汚染除去及び環境回復の方法の検討が行われている間に、政府環境管理機関からの要請があった場合は、それに応じなければならない。

b) 環境汚染源の抑制、汚染の拡大の阻止、地域住民の健康及び生活への影響を低減する対策を直ちに実施しなければならない。

c) 国の環境管理機関の要請に応じて汚染除去及び環境改善を行わなければならない。

d) 本法及びその他の関連法律の規定に従い損害賠償しなければならない。

d) 環境保護に関する国の環境管理機関に対し、環境事故の対応と抑止状況を報告しなければならない。

2. 複数の組織又は個人が同時に引き起こした汚染の責任分担について相互の合意ができない場合、環境保護に関する国の管理機関は、関係者と協力し、汚染への対処及び環境改善における各組織・個人の責任を明らかにしなければならない。

3. 天災による汚染や原因不明の汚染の場合、各レベルの省庁、機関、各レベルの人民委員会は、責任及び権限の範囲であらゆる手段を講じてを動員し、汚染への対処、汚染除去を行わなければならない。

4. 汚染エリアが二つ以上の省に跨る場合、汚染除去及び環境改善は首相の指導に従い行われる。

第 XI 章

環境に関する国家技術基準、環境規格

第 113 条 環境技術基準システム

1. 環境の質に関する技術基準は以下の通り：
 - a) 土壌に関する環境技術基準グループ
 - b) 地上の水系及び地下水に関する環境技術基準グループ
 - c) 海水に関する環境技術基準グループ
 - d) 大気に関する環境技術基準グループ
 - e) 騒音、振動に関する環境技術基準グループ
2. 廃棄物に関する技術基準は以下の通り：

- a) 工業、サービスの排水、家畜、水産養殖の排水、生活排水、交通手段からの排水及びその他の活動の排水に関する環境技術基準グループ
 - b) 固定／移動の排出元の排気に関する環境技術基準グループ
 - c) 危険廃棄物に関する環境技術基準グループ
3. その他の環境技術基準グループ

第 114 条 環境技術基準策定の原則

1. 環境保護指標に準じて環境の汚染・悪化・事故の防止、改善を目標とする。
2. 実施の可能性があり、社会経済発展のレベル及び国の技術レベルに適し、グローバル化に沿う。
3. 地域、エリア、産業分野の特徴に合致する。
4. 地域の環境技術基準は国家技術基準よりも厳しくなければならない。また、環境管理の特殊な要請にも対応しなければならない。

第 115 条 国家環境技術基準の表記

1. 国家環境技術基準の表記は次の通り：QCVN 環境分類番号：公布年度／BTNMT。
2. 地方の環境技術基準の表記は次の通り：QCDP 環境分類番号：公布年度／省・中央直轄市の頭文字。

第 116 条 環境の質の技術基準に関する要件

1. 環境の質に関する技術基準は、環境構成要素の利用目的に適した以下の環境指標の限界値を規定する。

- a) 人間、生物が生存及び正常な成長ができる各種の環境要素の最低値
- b) 人間、生物の生存及び正常な成長に悪影響を与えない環境要素の最高値

2. 環境の質の技術基準に規定されるすべての数値に関して、その数値の測定法、サンプリング、分析法を具体的に説明しなければならない。

第 117 条 廃棄物の技術基準に関する要件

1. 廃棄物に関する技術基準は、環境汚染を起こさない廃棄物の汚染の最高値を具体的に規定しなければならない。

2. 廃棄物の汚染の数値は、廃棄物の毒性、数量及び環境が廃棄物を受け入れる負荷許容限度に基づき計算される。

3. 廃棄物の技術基準に規定されるすべての数値に関して、その数値の測定法、サンプリング、分析法を具体的に説明しなければならない。

第 118 条 環境技術基準の作成及び公布

1. 国家又は地域の環境技術基準の作成、発行及び公認の権限、手順、手続きは、技術基準及び技術規格に関する法律の規定に従って実施しなければならない。

2. 資源環境省は国家環境技術基準を公布する。
3. 省レベル人民委員会は地域の環境技術基準を公布する。

第 119 条 環境規格

1. 環境の質に関する環境規格、廃棄物に関する環境規格及びその他環境規格を含む。

2. 環境規格の全部及び一部が法規文書又は環境技術基準に記載された場合はその環境規格を遵守しなければならない。

3. 基礎規格は、その規格を告知する事業所内部にて適用される。

第 120 条 環境規格の作成、審査及び公布

1. 環境規格の作成、審査の権限、手順は、技術基準及び技術規格に関する法律の規定に従って実施しなければならない。

2. 資源環境大臣は、国家環境規格の立案及びその審査提案を指導する。

3. 科学技術大臣は、国家環境規格の審査を指導し、国家環境規格を公布する。
4. 機関又は組織は、技術基準及び技術規格に関する法律の規定に従って自家の環境規格を作成し告知する。

第 XII 章 環境観測

第 121 条 環境観測活動

1. 環境保護に関する機関又は組織は、周辺環境の観測を実施する。
2. 資源環境省は、環境に影響を与える恐れのある生産・経営・サービス事業所の監視対象リストを制定し、該当事業所・施設に観測の実施方法をガイドラインする。
3. 排出物監視対象リストに該当しない生産・経営・サービス事業所は、環境技術基準及び関連法律の規定を順守しなければならない。

第 122 条 観測が必要な環境構成要素及び排出物

1. 水源環境：地上の水系、地下水、海水。
2. 大気環境：室内空気、室外空気。
3. 騒音、振動、放射線、照度。
4. 土壤環境、堆積物。
5. 放射線環境。
6. 廃水、排気、固形廃棄物。
7. 環境に排出するまたは蓄積する有害化学物質。
8. 生物多様性。

第 123 条 環境観測プログラム

1. 国の環境観測プログラムは 2 つ以上の省に跨る河川流域・大湖、重点的な経済地区、国境を越える環境、及び特別に注意しなければならない地域の環境観測プログラムから成っている。
2. 省の環境観測プログラムは、省内の環境構成要素の観測プログラムから成っている。
3. 工業団地、輸出加工団地、ハイテク工業団地、集中的工業区、工芸村及び生産・経営・サービス事業所の環境観測プログラムは、法律の規定に従う排出物の観測及び環境構成要素の観測プログラムから成っている。

第 124 条 環境観測システム

1. 環境観測システムは以下の通り。
 - a) 国家の環境観測。
 - b) 省の環境観測。
 - c) 生産・経営・サービス事業所の環境観測。
2. 環境観測システムに参加する機関は以下の通り。
 - a) 現場にて環境観測のサンプリング及び測定する機関。
 - b) 実験室、サンプル分析室。
 - c) 環境観測設備の検定、調整機関。
 - d) 環境観測結果に関するデータの管理、処理、報告を作成する機関。
3. 環境観測システムは、環境管理、保護の情報提供を目的とする測定に対し保障できるよう統一的に計画し、建設しなければならない。

第 125 条 環境観測の責任

1. 資源環境省は、全国における環境観測を総括管理し、その実施を指導、案内、検査し、また国家環境観測プログラムの実施を指導する。
2. 県レベル人民委員会は、管轄地区における環境観測を行い、環境観測結果について同級人民評議会及び資源環境省に報告する。
3. 工業団地、輸出加工団地、ハイテク工業団地、集中的工業区、工芸村及び生産・経営・サービス事業所は、排出物及び環境構成要素の観測プログラムを実施し、また法律の規定に従って国の管理機関に報告する。

第 126 条 環境観測活動を行う条件

1. 環境観測の専門能力及び必要な設備を持っている組織は、環境観測活動を行うことができる。
2. 政府は本条の細則を定める。

第 127 条 環境観測データの管理

1. 資源環境省は、環境観測データを管理し、国家環境観測のデータベースを構築し、国の環境測定結果の情報を公開し、環境測定情報・データ管理に関する技術支援と事務処理要領を提供する責任がある。
2. 県レベル人民委員会は、管轄地区的環境観測データを管理し、地方の環境測定結果の情報を公開する責任がある。

3. 工業団地、輸出加工団地、ハイテク工業団地、集中的工業区、工芸村及び生産・経営・サービス事業所は、法律の規定に従って環境観測データを管理し、環境測定結果の情報を公開する責任がある。

第X III章

環境に関する情報、環境指標、環境統計及び環境報告

第1節 環境に関する情報

第 128 条 環境に関する情報

1. 環境に関する情報は次の通り：環境構成要素及び環境への影響に関する数値、データ；環境保護に関する政策・法律；環境保護活動に関する情報。

2. 環境データベースは、環境に関する情報の収集データであり、環境保護及び公益のためのアクセス・利用に供され、構築・更新及び維持される。

第 129 条 環境に関する情報の収集と管理

1. 資源環境省の主導のもと、各省庁、産業及び地方と協力して、環境に関する情報を収集、管理し、国の環境データベースを構築する。

2. 各省庁、産業、各レベルの人民委員会は、自らの職務・権限の範囲において環境に関する情報を収集、管理し、国の環境データベースに統合される省庁及び地方の環境データベースを構築する。

3. 経済区、工業団地、輸出加工団地、ハイテク工業団地、集中的工業区、伝統工芸村、生産・経営・サービス事業所は、環境書類を作成し、自らの生産・経営・サービス活動による環境への影響に関する情報を管理する。

第 130 条 環境に関する情報の公開及び提供

1. 工業団地、輸出加工団地、ハイテク工業団地、集中的工業区、及び環境負荷を評価・報告すべき対象に属する生産、経営、サービス事業所を管理する組織並びに個人は、自らの管理範囲において、省レベルの人民委員会が管轄する環境保護の専門機関に環境情報を報告する責任を負う。

2. 生産、経営、サービス事業所で本条第1項に該当しないものは、自らの活動に関する環境情報を、郡・村の人民委員会に報告する責任を負う。

3. 各省庁及び産業は、管轄する産業、分野の環境に関する情報を資源環境省に対し年次報告する責任を負う。

4. 資源環境大臣は本条の細則を定める。

第 131 条 環境に関する情報の公開

1. 公開しなければならない環境に関する情報は以下のとおり。

- a) 戰略環境評価報告書、環境影響報告書、環境保護計画書。
- b) 排出元、廃棄物、廃棄物処理に関する情報。
- c) 重大、重度重大レベルの環境汚染・悪化区域、環境事故が起こる恐れのある区域。
- d) 環境に関する各種報告書。
- d) 環境保護に関する監査・検査結果。

ただし、国家機密情報リストに該当する情報は公開しないこと。

- 2. 公開の形式は、情報を受ける者の便宜を図る。
- 3. 環境情報公開機関は、法律に従い、公開情報の正確性に対する責任を負う。

第 2 節 環境指標及び環境統計

第 132 条 環境指標

- 1. 環境指標は環境の特徴的要素を反映する基礎的パラメーターであり、環境の質の評価、変動の観察、現状報告のために使用される。
- 2. 資源環境省は、国の環境指標を構築・公布し、全国で実施するための案内を行う。
- 3. 省レベルの人民委員会は、国の環境指標に基づいて、地方の環境指標の構築・公布を実施する。

第 133 条 環境統計

- 1. 環境統計は、時系列及び位置における環境問題の本質と変化を反映する基本的指標に関する調査、報告、収集、分析及び公表する活動のことをいう。
- 2. 資源環境省は、環境統計指標システムを制定し、国の環境統計事業の実施を指導し、または環境統計に関して案内し、国の環境統計のデータベースを構築する。
- 3. 各省庁、産業は、管轄範囲内で環境統計の実施を指導し、産業と分野の環境統計のデータベースを構築し、また資源環境省に環境統計指標について年次報告する。
- 4. 省レベルの人民委員会は、地方の環境統計の実施を指導し、地方の環境統計のデータベースを構築し、また資源環境省に環境統計指標について年次報告する。

第 3 節 環境報告

第 134 条 年次環境保護報告の責任

1. 村レベルの人民委員会は、同等の人民評議会及び郡レベルの人民委員会に対し、管轄地区の環境保護について報告する。
2. 郡レベルの人民委員会は、同等の人民評議会及び省レベルの人民委員会に対し、管轄地区の環境保護について報告する。
3. 省レベルの人民委員会は、同等の人民評議会及び資源環境省に対し、管轄地区の環境保護について報告する。
4. 経済区、工業団地、輸出加工団地、ハイテク工業団地、集中的工業区の管理委員会は、省レベルの人民委員会に環境保護について報告する。
5. 各省庁、産業は、資源環境省に管轄分野における環境保護について報告する。
6. 資源環境大臣は、政府及び国会に対し、全国の環境保護について報告する。
7. 資源環境大臣は、環境保護報告書の作成について案内、指導する。

第 135 条 環境保護報告の内容

1. 環境構成要素の現状と変化。
2. 排出元の規模、性質及び影響。
3. 環境保護に関する法律の遵守状況及び監査、検査結果。
4. 重大な環境汚染を起こした事業所リスト及び対処状況。
5. 環境保護の財源。
6. 環境保護に関する管理及び活動の評価。
7. 環境保護の方向及び解決法。

第 136 条 経済・社会状況年次報告書における環境保護内容

政府及び各レベルの人民委員会の経済・社会状況年次報告書には、環境保護指標の実施状況及び環境保護状況の評価項目を入れなければならない。

第 137 条 環境に関する現状報告書の作成責任

1. 資源環境省は、5年に1度定期的に国の環境現状報告書を作成し、また年次ごとに国環境に関するテーマ報告書を作成する。
2. 省レベルの人民委員会は、5年に1度定期的に地方の環境現状報告書を作成し、また地方の環境における課題をテーマとした報告書を作成する。

3. 資源環境大臣は環境の現状報告書の作成について案内、指導する。

第 138 条 環境の現状報告書の内容

1. 自然、経済、社会の総括アウトライン。
2. 環境への影響。
3. 環境構成要素の現状と変化。
4. 環境における課題とその原因。
5. 経済、社会への環境の影響。
6. 環境保護に関する政策、法律の施行状況及び関連活動。
7. 環境に対する問題点の予測。
8. 環境保護の方向及び解決法。

第 XIV 章

国の環境保護管理機関の責任

第 139 条 国の環境保護の管理事項

1. 権限により、環境保護に関する法律規範文書の策定・制定及び実施指導を行い、また環境技術基準・環境基準システムを制定する。
2. 環境保護に関する戦略、政策、プロジェクト、案件、区画、計画の策定及び実施指導を行う。
3. 環境観測システムの組織化、構築、管理を実施し、また定期的に環境の現状評価及び環境変動予測を実施する。
4. 環境保護の国家区画の策定、審査、承認の実施。戦略的環境評価報告を審査する。環境負荷評価報告の承認及び環境保護工事の検査・確認を行う。環境保護計画確認をシステム化する。
5. 生物多様性の保護活動の案内と実施指導を行い、また廃棄物の管理、汚染抑制、環境の改善と回復を実施する。
6. 環境に関する許可証、認定証の発行、更新、取消を行う。
7. 環境保護に関する法律の遵守状況を監査、検査する。環境保護に関する国管理責任について監査する。環境保護に関する提訴、告訴を解決する。環境保護に関する違法行為に対し処分する。
8. 環境管理及び科学的人材育成。環境保護に関する法律の教育、宣伝、告知を行う。

9. 環境保護分野に関する科学、技術の研究とその導入を指導する。
10. 環境保護活動への国家予算運用の指導、案内及びその運用状況の検査、評価を行う。
11. 環境保護分野に関する国際協力をを行う。

第 140 条 政府の環境保護管理責任

政府は、全国における国家の環境保護を一元管理する。

第 141 条 資源環境大臣の環境保護管理責任

資源環境省大臣は政府に対し、国家の環境保護の一元管理において以下の責任を負う。

1. 環境保護に関する法律規範文書、政策、戦略、区画、計画、プログラム、国家計画を立案し、それらを政府及び首相に提出する。
2. 権限により、環境に関する法律規範文書及び環境技術基準を策定し、公布する。権限により、技術的案内文書を公布する。
3. 二省以上、又は複数の産業に跨る環境問題の解決を主導する、または政府及び政府首相に環境問題を諮問する。
4. 国の環境観測システム、環境に関する情報と環境報告システムの構築を主管し、その実施を指導する。また国及び地方の環境現状評価を指導する。
5. 権限により、環境保護に関する国家区画の立案、審査、承認を主管し、その実施を指導する。戦略環境評価報告書を審査する。環境負荷評価報告書を審査、承認する。環境保護工事を検査し、竣工を確認する。
6. 権限により、環境保護に関する許可証、認定証の発行、更新、取消の指導、案内を行い、またシステム化を図る。
7. 生物多様性の保護活動、生物学的安全活動の指導、案内およびシステム化を図る。廃棄物管理、汚染制御、環境の改善と回復を行う。
8. 環境にやさしくかつ持続的な生産に関する政策、プロジェクト、実験モデルを策定し、その実施を指導する。環境にやさしい製品・事業所の認定に関する案内とその承認を行う。環境健康の改善活動の実施を指導する。
9. 環境保護に関する違法行為の検査、監査、処分を行う。法律の規定に従い、環境保護に関する提訴、告訴、提議を解決する。
10. 全国における土地利用計画、水資源に関する国家戦略、二省以上に跨る河川流域総合計画における環境保護要請に対し指導し、また鉱物資源の基盤調査、測定、開発加工に関する国家全体戦略を策定する。

11. 全国的な環境保護に関する法律遵守の監視、評価指標システムの構築と実施指導を行う。環境保護に関する法律の宣伝、周知、教育を行う。

12. 政府に対し、環境に関する国際組織への参加、国際条約の調印又は加盟を提議し、環境保護に関する国際協力活動を主管する。

第 142 条 大臣及び省同等機関の首長の環境保護管理責任

1. 大臣、省同等機関の首長は、環境資源大臣と協力して、省庁・産業が管理する分野における環境保護に関する通達、省庁間通達を立案、公布する。

2. 大臣、省同等機関の首長は、本法律に規定する職務を遂行し、また資源環境大臣と協力して管轄範囲における環境保護に関する法律の履行を指導する。政府に対し、管轄の省庁・産業における環境保護の国の管理活動について毎年報告する。

3. 大臣、省同等機関の首長は、以下の責任を負う。

a) 計画投資省大臣は、資源環境省大臣、各省の大蔵、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会委員長と協力し、国会、政府、政府首相の決定権限に属する戦略、総合計画及び国の経済・社会発展計画、地域プロジェクトにおいて環境保護要請に対し指導する責任を負う。投資引付活動及び管轄分野の環境保護に関する法律の実施を指導する。

b) 農業農村発展大臣は、資源環境省大臣、各省の大蔵、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、化学製品、植物保護剤、動物用医薬品、肥料、肥料並びに農業廃棄物の生産、輸入、使用に関連する活動、及び管轄分野のその他の活動における環境保護に関する法律の実施を指導する。

c) 商工大臣は、資源環境省大臣、各省の大蔵、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、管理権限により、重大な環境汚染を引き起こした工業事業所の処分、環境産業の開発、及び管轄分野における環境保護に関する法律の履行を指導する。

d) 建設省大臣は、資源環境省大臣、各省の大蔵、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、都市、集中的生産・サービス区、建設資材生産事業所、工芸村、集中的農村居住区における上下水道基礎施設の建設、固体廃棄物並びに廃水処理施設の建設における環境保護に関する法律の実施を指導する。

d) 交通運輸省大臣は、資源環境省大臣、各省の大蔵、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、交通インフラの建設、交通手段の管理及びその他の管理活動における環境保護に関する法律の実施を指導する。

e) 保健大臣は、資源環境省大臣、各省の大蔵、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、医療活動、食品衛生安全、火葬・土葬における環

境保護に関する法律の実施を指導し、また排出元の統計、汚染レベルの評価、病院・医療施設の廃棄物処理、及びその他の管理活動を主管する。

g) 文化スポーツ観光大臣は、資源環境省大臣、各省の大臣、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、文化、祝祭、スポーツ、観光の活動、その他の管理活動における環境保護に関する法律の実施を指導する。

h) 国防大臣は、資源環境省大臣、各省の大臣、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、法律の規定に従い、国防分野の環境保護に関する法律の実施を指導する。法律の規定に従って環境事故への対応・克服活動へ動員する。管理権限に属する武装部隊に対する環境保護に関する指導、案内、検査、監査を行う。

i) 公安大臣は、環境に関する犯罪防止活動及び環境に関する秩序安全保障を指導し、法律の規定に従って環境事故に対応する活動へ動員する。また、管理権限に属する武装部隊に対する環境保護に関する指導、案内、検査、監査を行う。

k) 各大臣、省同等機関は、本法律に規定する職務を遂行し、また資源環境大臣と協力して管轄権限内の環境保護に関する法律の実施を指導する。

第 143 条 国の環境保護管理に関する各レベルの人民委員会の責任

1. 省レベルの人民委員会は以下の責任を負う。

a) 権限により、環境保護に関する法律規範文書、政策、プログラム、区画、計画の構築と公布。

b) 環境保護に関する法律、戦略、プロジェクト、計画及び職務を実施するための指導及びシステム化。

c) 環境観測の国家区分による地方の環境観測システムの構築及び管理。

d) 環境現状評価のシステム化と環境保護に関する政策及び法律の宣伝、周知と教育。

d) 権限により、環境保護区画、環境負荷報告の審査と承認を指導し、環境保護工事の竣工を確認し、環境保護計画の確認・検査の実施を案内及び指導する。

e) 権限により、環境保護の許可証、認定証を発行、更新、取消しを行う。

g) 環境保護に関する法律違反を検査、精査、処分する。提訴・告訴に関する法律の規定及びその他関連法律の規定に従って環境保護に関する提訴、告訴、建議を解決する。二省以上に跨る環境問題の解決にあたり省レベルの人民委員会と調整する。

- h) 政府に対して、地方における重大環境汚染の発生について責任を負う。
- 2. 郡レベルの人民委員会は、以下の責任を負う。
 - a) 権限により、環境保護に関する規定、プログラム、計画の公布。
 - b) 環境保護に関する戦略、プログラム、計画及び職務を実施するための指導及びシステム化。
 - c) 権限により、環境保護計画の実施状況の確認及び検査。
 - d) 環境保護の評価の年次報告書の作成。
 - d) 環境保護に関する政策と法律の宣伝、周知及び教育。
 - e) 環境保護に関する法律違反の検査、精査、処分；提訴・告訴に関する法律の規定及びその他関連法律の規定に従って環境保護に関する提訴、告訴、建議の解決。
 - g) 二郡以上に跨る環境問題の解決にあたり郡レベルの人民委員会との調整。
 - h) 村レベル人民委員会の環境保護について、国の管轄事業の指導。
 - i) 省レベル人民委員会に対し、管轄地区における重大環境汚染の発生について責任を負う。
- 3. 村レベルの人民委員会は以下の責任を負う。
 - a) 環境保護職務の実施に関する指導、計画立案及びシステム化、管理範囲内の地方並びに居住区の環境衛生の維持、環境保護を目的とする住民協約を作成する人民運動の組織化、村並びに文化家族の評価における環境保護基準作成に関する指導。
 - b) 受託により、環境保護計画の実施状況の確認と検査。家庭及び個人の環境保護に関する法律の遵守状況の検査。
 - c) 権限により、環境保護に関する法律違反の摘発、処理、また、直属の国家上級管理機関への環境保護に関する報告。
 - d) 地方で発生した環境に関する紛争の和解による解決。
 - d) 地方環境衛生並びに環境保護に関する村の管理、及び自己管理。
 - e) 環境保護活動の年次評価及び報告書の作成。
 - g) 地方における生産、経営、サービス業者と協力して、住民コミュニティへこれらの業者の環境保護情報を公開する。

h) 郡レベル人民委員会に対して、管轄地区における重大環境汚染の発生について責任を負う。

第 XV 章

ベトナム祖国戦線、社会・政治組織、社会・職業組織及び住民コミュニティの環境保護の責任

第 144 条 ベトナム祖国戦線の責任及び権限

1. ベトナム祖国戦線は、責任及び権限の範囲で機関のメンバー及び人民が環境保護に参加するよう宣伝・啓発を行う責任を負う。

2. ベトナム祖国戦線は、法規に従って環境保護に関する政策及び法律の実施についてのコンサルティング、意見、実施状況監督を行う。各レベルの国管理機関は、ベトナム祖国戦線の環境保護への参加に協力する。

第 145 条 社会・政治組織及び社会・職業組織の責任及び職権

1. 社会・政治組織は以下の責任を担う。

- a) 環境保護の法律の遵守。
- b) 環境保護関連活動への参加。

2. 社会・政治組織及び社会・職業組織は以下の職権を持つ。

a) 法律の規定に従って環境保護についての情報の取得及び情報提供の要求。

b) 自らの機能、役割、職権において事業に対するアドバイスを行う。

c) 法律の規定に従って、国家管理機関及び関連の生産・経営・サービスの事業所の長に対し、環境保護に対するアドバイスを行う。

d) 自らの機能、役割、職権に関する生産・経営・サービスの事業所における環境保護実態のチェック。

d) 国の権限機関に対し、環境保護に関する法律違反行為の処分について諮詢する。

3. 各レベルの環境管理機関は、政治・社会組織及び社会・職業が本条の第 2 項に規定される職権を執行できるよう協力する責任を負う。

第 146 条 住民コミュニティの権利と義務

1. 生産・経営・サービス業者の影響を受けている地域の住民コミュニティの代表者は、生産・経営・サービス業者に対して直接対話または書面によって情報提供を要求する権利を持ち；また生産・ビジネス・サービス業者の環境保護の実態調査を実施し；情報を収集、公表し、それらの情報について責任を持つ。

2. 生産・経営・サービス業者の影響を受けている地域の住民コミュニティの代表者は、関連の国家管理機関に対し、事業所の監査、検査、処分結果の提供を要求する権利を持つ。

3. 住民コミュニティの代表者は、生産・経営・サービス業者の環境保護評価に参加する権利があり、法律によりコミュニティの権利、利益、活動が守られている。

4. 生産・経営・サービス業者の長は、本条に規定する住民コミュニティの代表者の要求に対応しなければならない。

第 XVI 章

環境保護の財源

第 147 条 環境保護に関する国家予算

1. 環境保護事業のための支出は以下の通り。

a) 環境保護に関する戦略、区画、計画、技術的手順、技術的案内、技術経済規格、環境技術基準、提案の立案。

b) 環境保護区画、戦略環境評価の審査。

c) 環境観測活動、環境に関する情報システムの構築と環境報告。

d) 検査、監査へのサポート。環境汚染抑制、環境汚染対処、環境事故の予防と対応と克服。廃棄物管理と生物多様性の保存。環境保護に関する教育と宣伝。環境保護に関する法律の周知及び遵法状況の評価。環境保護に関する国際協力。

d) その他の環境保護の管理活動。

2. 環境保護への投資・開発のための支出は次の通り：廃棄物処理施設の建設・改造プロジェクトへの支出、国が管理する環境分析観測所の建設と整備への支出、環境の汚染・悪化・事故の予防・対策・克服の手段と設備への支出、気候変動への対応、生物多様性の保存への支出、汚染された水源の水質改善への支出、公共・公益な場所の緑化、植樹、育成への支出。

3. 環境保護への国家予算の支出管理及び見積り作成は、国家予算に関する法律の規定に従って実施する。

第 148 条 環境保護料

1. 環境に廃棄物を排出する、又は環境に悪影響を及ぼす活動を行う組織及び個人は、環境税を納付しなければならない。

2. 環境保護料の徴収額は以下の要因により規定される。

- a) 環境に排出する廃棄物の量及び環境への悪影響の規模。
 - b) 廃棄物の有害度及び環境への加害度。
 - c) 廃棄物を受ける環境の受容能力。
3. 環境保護料の徴収額は、各段階における経済・社会条件と環境保護の要求に応じて調整する。
 4. 環境保護料からの収入はすべて環境保護活動に使用される。

第 149 条 環境保護基金

1. 環境保護基金は、環境保護活動を支援するために、中央、産業、分野、中央直轄市に設立する財政組織である。

国は、企業、組織及び個人の環境保護基金の設立を奨励する。

2. 国、及び省の環境保護基金の活動資金は以下による。
 - a) 国家予算。
 - b) 環境保護料。
 - c) 国に対する環境損害賠償金。
 - d) 国内外の組織及び個人からの支援金、分担金及び投資委託金。
3. 環境保護基金設立の権限は以下のとおり。
 - a) 政府首相は、国、省、省同等機関、経済グループ、大手国営企業の環境保護基金の設立、活動及び組織を規定する。
 - b) 省レベルの人民委員会は、地方の環境保護基金の設立、活動及び組織を規定する。
 - c) 組織及び個人は、自ら環境保護基金を設立し、基金の定款に従って活動する。

第 150 条 環境保護サービスの開発

1. 国は組織及び個人に対し、以下の分野において入札方式または産官協力方式による環境サービス会社の設立を奨励する。
 - a) 廃棄物の収集、再生利用、処理。
 - b) 環境の測定、分析及び環境影響の評価。
 - c) 環境に優しい生産技術及び環境技術の開発、移転。
 - d) コンサルティング、訓練及び環境に関する情報の提供。
 - d) 商品、機械、設備、技術に関する環境の鑑定。

e) 環境被害に関する鑑定及び環境健康に関する鑑定。

g) 環境保護に関するその他のサービス。

2. 資源環境省は、関係する省、省同等機関の長と協力し、本条第1項の規定の実施を指導する。

第 151 条 環境保護活動に対する優遇支援政策

1. 国は、以下の環境保護活動に対し優遇措置及び支援をする。

a) 生活廃水の処理システムの建設。

b) 一般固形廃棄物、有害廃棄物の再生利用、処理事業所及び廃棄物埋立地の建設。

c) 環境測定拠点の建設。

d) 環境保護に関する公共の利益に役立つ環境工業事業所の建設及び環境保護工事。

d) エコ商品の製造・販売。

e) 重大な環境汚染を引き起こした工業団地、工業区、事業所の事業内容変更。

2. 政府は、本条の細則を定める。

第 152 条 環境保護に対する科学技術の応用及び開発

1. 国は、環境保護活動に関する開発投資・技術移転・科学技術応用を行う組織及び個人に対し優遇支援政策を実施する。

2. 環境保護に関する研究・技術移転・開発及び技術応用活動の優先は以下の通り。

a) 廃棄物の再使用・再生利用に関する技術の研究、移転、開発、応用。

b) 環境にやさしい技術及び自然資源の採掘技術・有効利用・省エネルギー及び自然環境及び生物多様性の保護に関する技術の研究、移転、開発、応用。

採掘技術及び環境にやさしい技術の研究、応用、開発、天然資源の効果的使用、省エネルギー、自然環境及び生物多様性の保護。

c) 廃棄物処理技術の研究、移転、開発、応用。環境の質の改善、回復。

d) 汚染制御技術、環境観測・評価技術、環境変動の予測・早期警告の技術の研究、移転、開発、応用。

d) 気候変動への対応策の研究と構築。

e) 環境健康向上の解決法の研究と応用。

第 153 条 環境工業の開発

国家は組織または個人の環境工業の開発に投資し、誘致政策を進める。廃棄物の処理と再生利用の技術インフラの向上と投資・建設を行う。廃棄物の集中的処理・再生利用区域の建設と開発。環境保護の要求に対応する設備及び製品の製造、供給。

第 154 条 環境保護に関する法律の宣伝と周知

1. 環境保護に関する法律の周知と教育は継続的にかつ広く実施すること。
2. 環境保護において優秀な成果を上げた機関、組織、個人を表彰に関する法律の規定に従って表彰する。
3. 資源環境省は、情報通信会社や新聞社と協力して、環境保護に関する法律について宣伝する責任を負う。
4. 各省、省同等機関は、資源環境省及び情報通信会社や新聞社と協力して、管轄する分野の環境保護に関する法律について宣伝する責任を負う。

第 155 条 環境教育及び環境保護人材の育成

1. 学校教育の正課カリキュラムに環境に関する教育項目を導入する。
2. 国は環境保護の人材育成事業を優先し、各組織、個人が環境に関する教育及び環境保護の人材育成に参加することを奨励する。
3. 教育訓練大臣は資源環境大臣と協力して、環境に関する教育プログラム及び環境保護の人材育成について詳細を定める。

第 XVII 章

環境保護に関する国際協力

第 156 条 環境に関する国際条約の調印と加盟

地球環境、地域環境、国内環境の保護に有益で、かつベトナム社会主義共和国の国益と能力に応じた国際条約は優先的に検討し、調印または加盟する。

第 157 条 グローバル経済統合化における環境保護

1. 国は、地域内市場又は国際市場における商品、サービスの競争力向上のため、組織及び個人が率先して環境に関する要求を満たせるよう奨励する。
2. グローバル経済統合化に参入する機関、組織及び個人は、国内環境への悪影響の防止及び制限の責任を負う。

第 158 条 環境保護に関する国際協力の開放

1. 国は、組織及び個人に対し、国内の環境保護能力を向上させ、良好な結果が得られるよう、又、地域内及び国際的な環境保護に関し、ベトナム社会主義共和国の位置及び役割が向上できるよう、外国の組織、個人、海外居住ベトナム人との協力を奨励する。
2. 国は、環境保護分野において、外国の組織、個人、海外居住ベトナム人が投資、人材育成、科学研究、技術移転、自然保護及びその他の活動に投資、支援するための有利な条件を構築する。環境保護に関する国際協力の効果的、合理的な発展を指導する。
3. 国は、天然資源の管理並びに開発、それに関連する環境保護問題を解決するために近隣及び域内諸国と十分に協力する。

第 XVIII 章

環境に関する違反行為の監査、検査、処分、及び紛争、提訴並びに告訴の解決

第 159 条 環境保護の検査及び監査実施の責任

1. 資源環境大臣は、法律の規定に従って全国の環境保護の検査、監査の実施を指導する。
2. 国防大臣、公安大臣は、国防・安全に関する国家機密範囲内の施設、プロジェクト、工事に対して環境保護の検査、監査の実施を指導する。
3. 省レベル人民委員会委員長は、法律の規定に従って地方の環境保護の検査、監査の実施を指導する。

第 160 条 違反処理

1. 組織及び個人は、環境保護に関する法律の違反、環境を汚染、悪化または事故を引き起こして他の組織、個人に損害を与えた場合、本法律及び関連法律の規定に従って、環境汚染の克服、回復及び損害賠償をしなければならない。
2. 機関または組織の最高責任者、幹部及び公務員は、職務及び権限を利用して組織、公民に問題又は迷惑を及ぼす、環境保護に関する法律に違反した者を擁護する、無責任により環境の汚染又は事故を起こした場合、違反の性質及びレベルに応じて処理され刑事責任が追及される。損害をもたらした場合は、法律の規定に従って賠償しなければならない。

第 161 条 環境に関する紛争

1. 環境に関する紛争の内容は以下の通り。
 - a) 環境構成要素の開発及び使用における環境保護の権利と責任に関する紛争。
 - b) 環境汚染、悪化及び事故をもたらした原因の確定に関する紛争。

- c) 環境汚染、悪化及び事故の処理責任、結果の克服及び損害賠償に関する紛争。
2. 環境に関する紛争の当事者は以下の通り。
 - a) 環境構成要素を利用した組織及び個人の間での争い。
 - b) 環境構成要素を開発あるいは利用した組織・個人と、環境の汚染、悪化、損害を被った環境の改造又は克服に責任を負う組織・個人との間の紛争
3. 環境に関する紛争の解決は、契約及び関連法の規定、民事紛争の解決に関する法律の規定に従って行われる。
4. ベトナム社会主義共和国の国内における環境に関する紛争で、紛争の一方又は複数の当事者が外国の組織・個人である場合、ベトナム社会主義共和国の法律に従って解決される。ただし、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に他の規定がある場合を除く。

第 162 条 環境に関する提訴、告訴、起訴

1. 組織及び個人は、環境保護に関する法律違反行為に対し、法律の規定に従った提訴、又は裁判所に起訴する権利を有する。
2. 個人は、環境保護に関する法律違反行為に対し、提訴、告訴に関する法律の規定に従って権限機関又は個人を告訴する権利を有する。
3. 環境に関する起訴の発効時点は、組織又は個人の環境に対する違法行為により損害を被った組織及び個人が、その損害を発見した時点とする。

第 XIX 章 環境損害賠償

第 163 条 環境汚染、劣化による損害

環境汚染、劣化による損害は以下の通り。

1. 環境の機能、有効性の劣化。
2. 環境汚染又は悪化によりもたらされた健康、人命、組織及び個人の財産、利益に関する損害。

第 164 条 環境汚染を引起した組織・個人に対する責任の確定原則

1. 環境汚染及び環境汚染による影響は、国の権限管轄機関による研究・調査・判断を隨時仰ぐこと。

2. 組織及び個人が引き起こした環境の汚染・悪化行為は、法律の規定に従って発見・処分されること。
3. 個人の責任確定原則を以下のとおり規定する。
 - a) 組織の最高責任者は、組織の活動の環境保護に関する違法行為に対して責任を負う。
 - b) 環境の汚染・悪化を起こした組織・個人は、行為による影響の克服作業及び損害賠償の責任を負う。
 - c) 個人が組織から指示された職務遂行により環境の汚染・悪化を起こした場合、その組織は法律の規定に従って損害賠償の責任を負う。

第 165 条 環境汚染、劣化による損害の確定

1. 環境の機能、有効性の劣化は、以下の基準による。
 - a) 劣化
 - b) 重大劣化
 - c) 特別深刻な重大劣化
2. 機能、有効性が劣化した環境の範囲、境界の確定は以下の通り。
 - a) 重大劣化又は特別に重大劣化した区域又は中心エリア、面積の確定。
 - b) 劣化した中心地周辺の面積、境界の確定。
 - c) 中心地及び中心地周辺から影響を受けたその他の地域の面積、境界の確定。
3. 環境劣化の内容の確定は以下の通り。
 - a) 劣化した環境構成要素の数量、生態系の状態、損害を被った種の確定。
 - b) 環境構成要素別、生態系別、種別の損害程度。
4. 環境損害額の算出は以下のとおり規定される。
 - a) 環境構成要素の機能、有効性の劣化による現在、及び長期的な損害額の算出。
 - b) 環境の処理、改良、回復費用の算出。
 - c) 損害発生源の削減又は撤去費用の算出。
 - d) 利害関係者の意見聴取。
 - d) 具体的な要因によって環境損害額を算定し、損害賠償及びその解決の根拠とするために、本項のa、b、c、dの規定を適用することができる。
5. 環境の機能、有益性の劣化による損害の確定は、独立して、又は加害者及び被害者間を調整して確定される。

当事者の一方又は双方が要求する場合、環境保護に関する専門機関は、損害の算出及び確定を指導し、又は損害確定を証明する責任を負う。

6. 環境汚染又は劣化によりもたらされた健康、人命、組織及び個人の財産、利益に対する損害の確定は、法律の規定によって行われる。
7. 政府は本条の細則を定める。

第 166 条 環境の機能、有効性の劣化による損害の審判

1. 環境の機能、有効性の劣化による損害の審判は、損害を被った組織、個人、又は環境損害賠償機関の要請によって行われる。
2. 損害審判の根拠は、損害賠償請求申請書、情報、資料、証拠、及び損害賠償並びに損害発生対象に関するものである。
3. 損害審判機関の選定は、損害請求者と損害賠償者の同意を必要とし、同意できない場合は、損害審判組織の選定は、損害賠償解決の責任を委譲された機関により行われる。

第 167 条 環境損害賠償責任保険

1. 国は、各企業の環境損害賠償責任保険の付保を奨励する。
2. 国は、生産、経営、サービスを行う組織及び個人の環境損害賠償責任保険の付保を奨励する。
3. 環境に甚大な損害をもたらす恐れのある活動を行う組織及び個人は、政府の規定に従って環境損害賠償責任保険を付保しなければならない。

第 XX 章

施行規則

第 168 条 移行条項

1. 国の裁量権を持つ機関が本法律の発効日以前に受理した環境に関する行政手続き書類は、受理時点における法律の規定に従って処理される。
2. 環境保護法 No. 52/2005/QH11 の規定に従って許可証、認定証を受けた組織及び個人は、その許可証、認定証の有効期限まで効力を持つ。

第 169 条 施行効力

本法律は、2015年1月1日より発効する。

環境保護法 No. 52/2005/QH11 は、本法の発効日より無効となる。

第 170 条 詳細規程

政府は、本法律の条項の細則を定める。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
提供：独立行政法人日本貿易振興機構ハノイ事務所

本法律は、2014年6月23日付のベトナム社会祝儀共和国第XIII期国会第7回会議において承認された。

国會議長

Nguyen Sinh Hung

(署名済み)

国家主席事務所

第 14/SY-VPCTN 号

公証版

ハノイ、2014年7月1日

国家主席事務所所長の代理

常任副所長

Giang Son

(署名捺印済み)